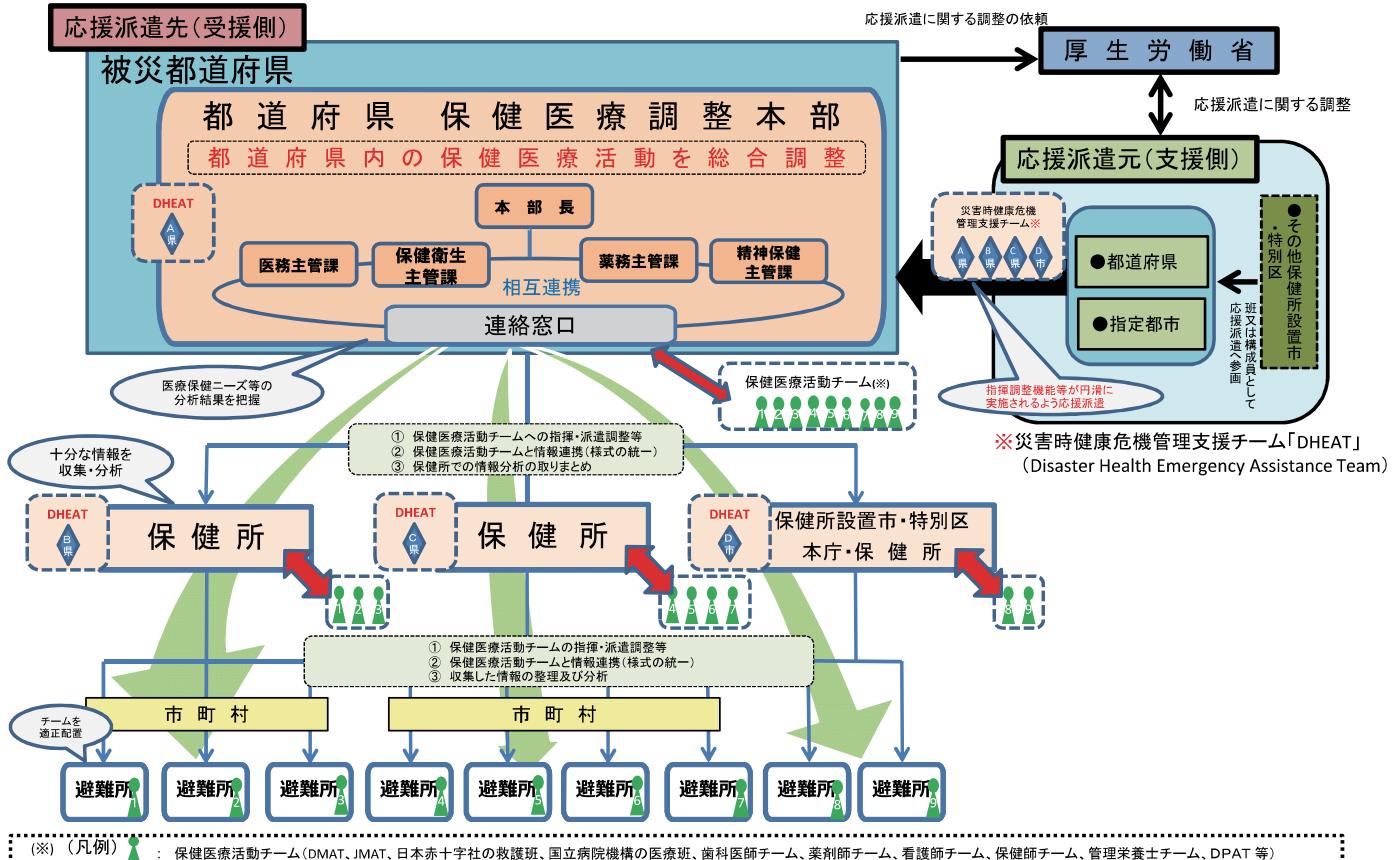
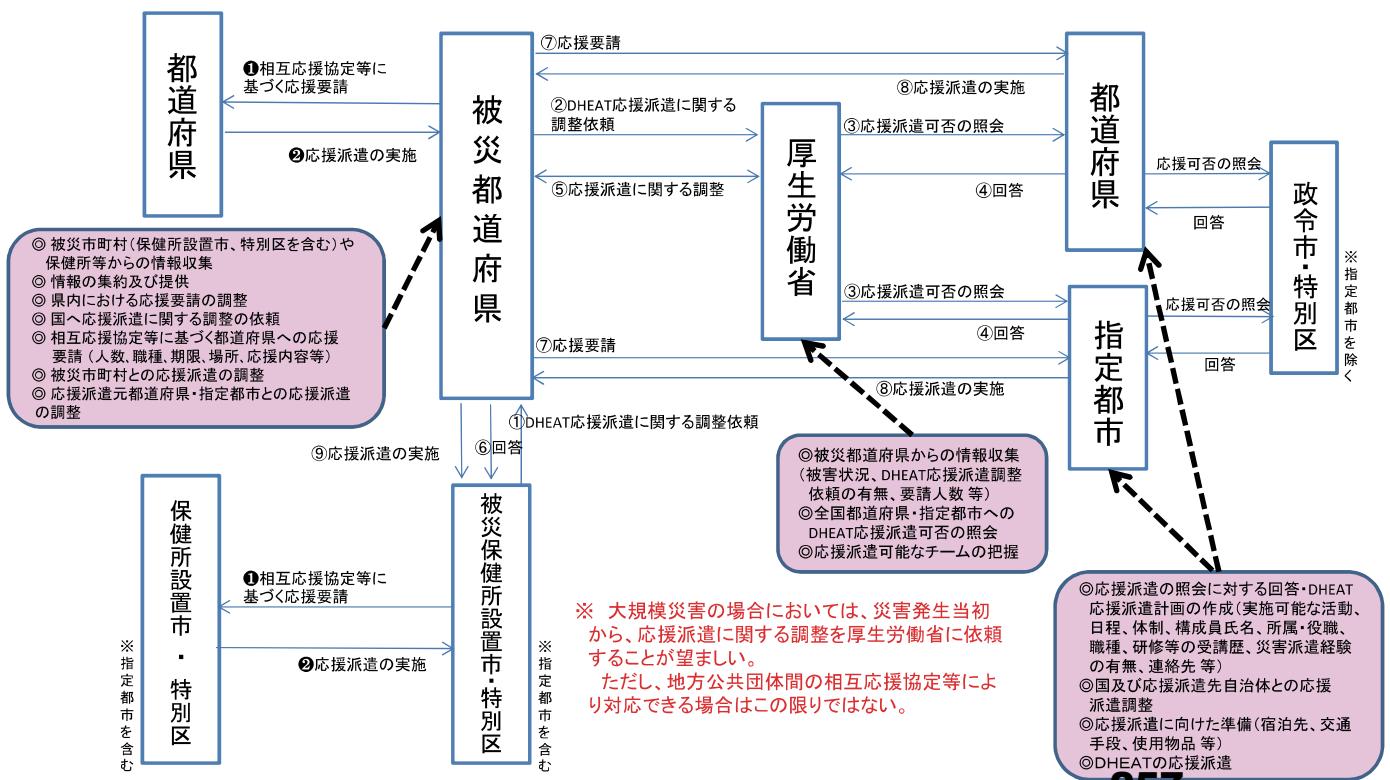


(別添1)

災害時健康危機管理支援チームの応援派遣



(別添2) 災害時健康管理支援チームの応援要請・応援派遣スキーム



DHEATが支援する被災都道府県等による災害時保健医療対策及びその指揮調整等の体制と業務

1 被災都道府県等が指揮調整する災害時保健医療対策

被災者の所在と時間の経過に伴い変化する保健医療ニーズ、医療施設等の地域資源の被災状況、応援の現状と課題等の全体像を把握し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、以下に掲げる保健医療対策を指揮調整する。

(1) 医療対策

- ア 超急性期における、医療チームの応援調整や広域医療搬送等の救命・救護対策及び、透析患者や人工呼吸器装着患者など医療機能が失われることにより生命の危機に直面する患者の把握と医療救護
- イ 救護所、在宅等における、被災して医療を受けられない者に対する医療救護活動及び、災害により失われた医療提供体制の復旧と再開

(2) 避難所等における保健衛生対策と生活環境衛生対策

- ア 被災者の保健衛生・生活環境衛生に係る一般応急対策を関係部局、関係機関・団体との緊密な情報連携の下に実施する。生活環境の悪化に起因する慢性疾患やメンタルヘルスの増悪、静脈血栓塞栓症、生活不活発病等の予防と食中毒、感染症の予防及び拡大防止対策

2 被災都道府県等による保健医療活動に係る指揮調整体制

(1) 保健医療に係る応急救助と指揮調整等

- ア 災害時など災害救助法が適用された場合は、被災都道府県が応急救助の実施主体（法定受託事務）となり、応急救助を行うとともに、事前の取り決めに基づき応急救助の一部を市町村に委任し、その補助のもとに保健医療に係る応急救助を行う。
- イ 被災都道府県は、応急救助の実施主体として、市町村と連携して、市町村に委任した業務も含めた保健医療に係る応急救助全般について指揮調整等を行う。

(2) 災害時の保健医療活動に係る指揮調整等の整備

ア 被災都道府県は、都道府県災害対策本部のもとに、その災害対策に係る保健医療活動の指揮調整等を行うため保健医療調整本部を設置し、保健所とともに保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行う。

(3) 被災都道府県及び保健所、市町村の関係

ア 被災都道府県は、被災現場である市町村に積極的に出向いて市町村と連携して保健医療活動の指揮調整等を行う。市町村は当該市町村内で対応できないことを都道府県保健所に、都道府県保健所はその所管区域内で対応できないことを保健医療調整本部に報告・応援要請し、都道府県及び都道府県保健所は市町村の応援及び広域調整を行う。

イ 保健所設置市及び特別区は、規模の大小と多様な組織特性があるものの、平時から都道府県保健所と一般市町村の役割を一体的に担っていることから、事前に都道府県と災害時の業務の委任について協議を行う。また、災害時においては被災都道府県が、保健所設置市及び特別区と連携して指揮調整等を行う。

3 DHEAT の構成員が支援する被災都道府県等による指揮調整業務

(1) 健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築

ア 地域防災計画等に基づく保健所、市町村の健康危機管理組織の立ち上げ

イ 被災情報、救護所情報、避難所情報等に係る情報収集・伝達共有ラインの構築（避難所の状況把握、感染症サーベイランス等）

ウ 保健医療活動チームの受援体制の構築と統合指揮調整のための会議体の設置

エ 災害対応のフェーズ毎の災害業務自己点検簡易チェックシート（仮称）に基づく確認

(2) 被災情報等の収集と分析評価、対策の企画立案

ア 組織横断的、組織縦断的な情報共有に係る連絡・調整業務

(ア) 市町村、保健所、保健医療調整本部のそれぞれにおける
保健医療と環境、介護福祉、その他部門との組織横断的な
情報共有に係る連絡調整

(イ) 保健所と保健医療調整本部、保健医療調整本部と厚生労
働省の間における情報共有に係る連絡調整

(ウ) 市町村保健医療部門及び保健医療活動チームから保健所
への報告等の連絡調整

イ 収集した情報の整理、分析評価と対策の企画立案

(ア) 収集した情報の入力・整理と見える化

(イ) 収集した情報の分析評価と全体を俯瞰した優先課題の抽
出、優先課題への資源の最適配分と不足資源の調達等に係
る対策の企画立案

ウ 次のフェーズを見通した対策の企画立案

(ア) 医療救護班の撤退と災害により失われた医療提供体制の
復旧と再開に向けた行程表の作成

(イ) 市町村及び保健所による通常の保健業務の再開・復旧に
向けた行程表の作成

(3) 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指 揮調整

ア 行政職員である保健師等支援チームの受援調整

(ア) 受付、担当エリアと業務の割振り、オリエンテーション
等

(イ) 市町村の統括的な役割を担う保健師等と連携した保健師
等応援チームに対する指揮調整

イ その他、医療支援チーム等の受援調整

(ア) 受付、名簿とシフト管理表の作成、オリエンテーション
等の受援調整

(イ) 応援チームへの担当エリアと業務の割振り及び連絡調整

ウ 行政、医師会、救護班、災害医療コーディネーター等で構
成する対策会議等の開催と統合指揮調整

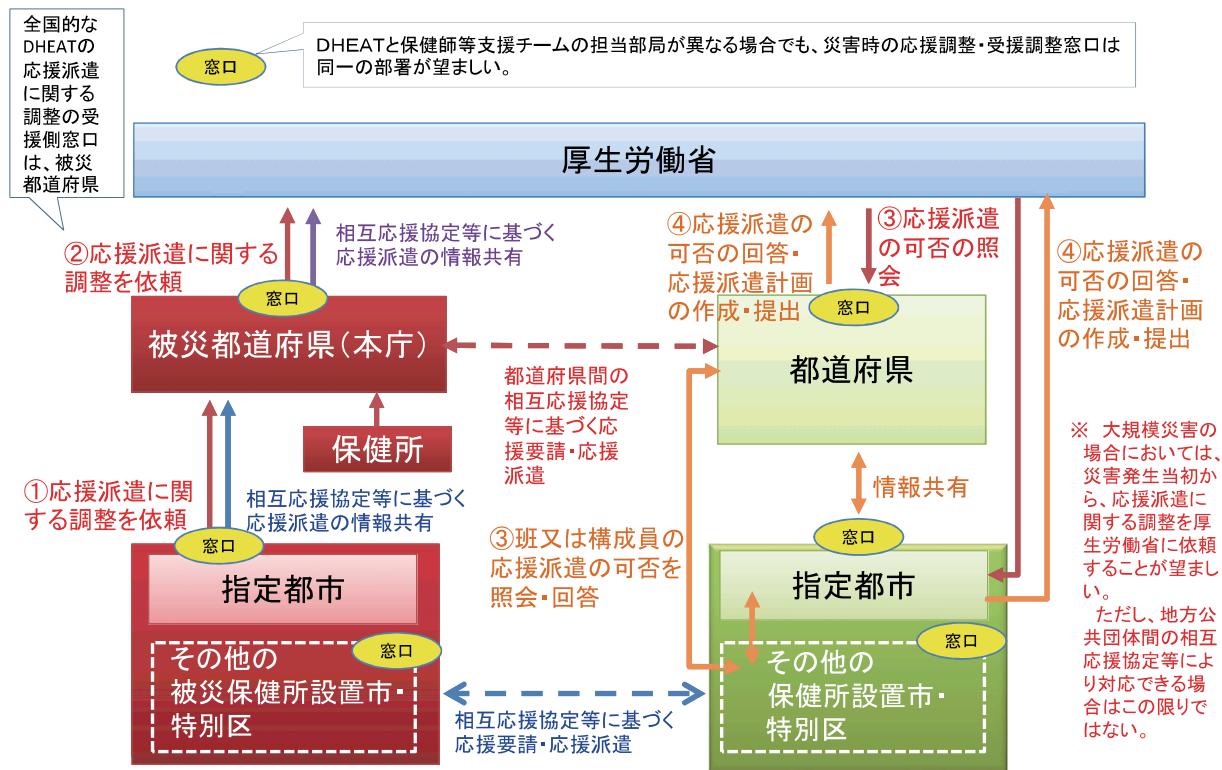
(ア) 各種ミーティング、対策会議等の企画運営

(イ) 会議資料作成、会議運営、会議録の作成等

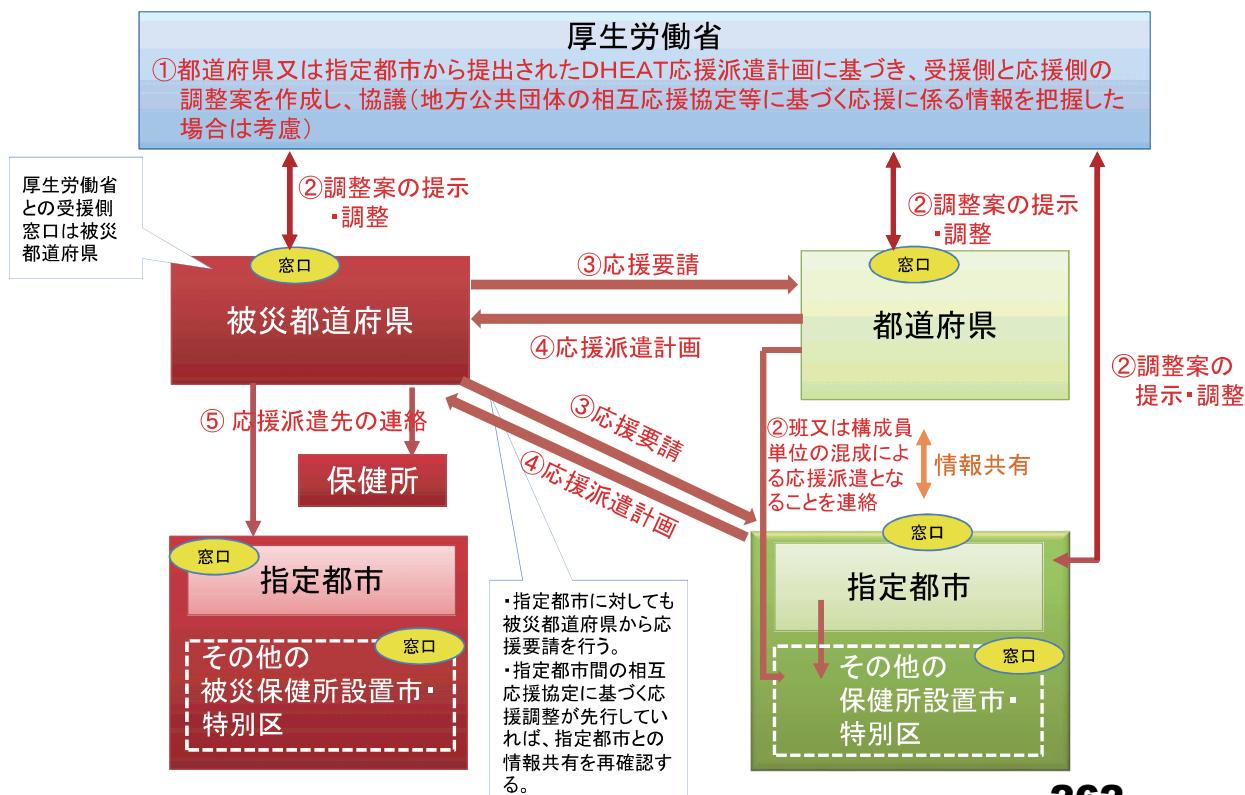
- (4) 保健医療調整本部及び保健所への応援要請と資源調達
 - ア 保健医療調整本部及び保健所への報告と不足する人的・物的資源の要請と配分調整
 - イ 国立保健医療科学院又は国立感染症研究所等の専門機関への支援要請、専門的な支援に係る連絡調整
- (5) 広報及び涉外業務
 - ア メディア対応の補助的業務や様々な来訪者等への渉外
 - イ 現地ニーズとの乖離のある応援者への窓口対応
- (6) 職員や応援者の安全の確保と健康管理
 - ア 被災都道府県等の職員の安全確保及び健康チェックと休養等に関する助言

(参考資料1)

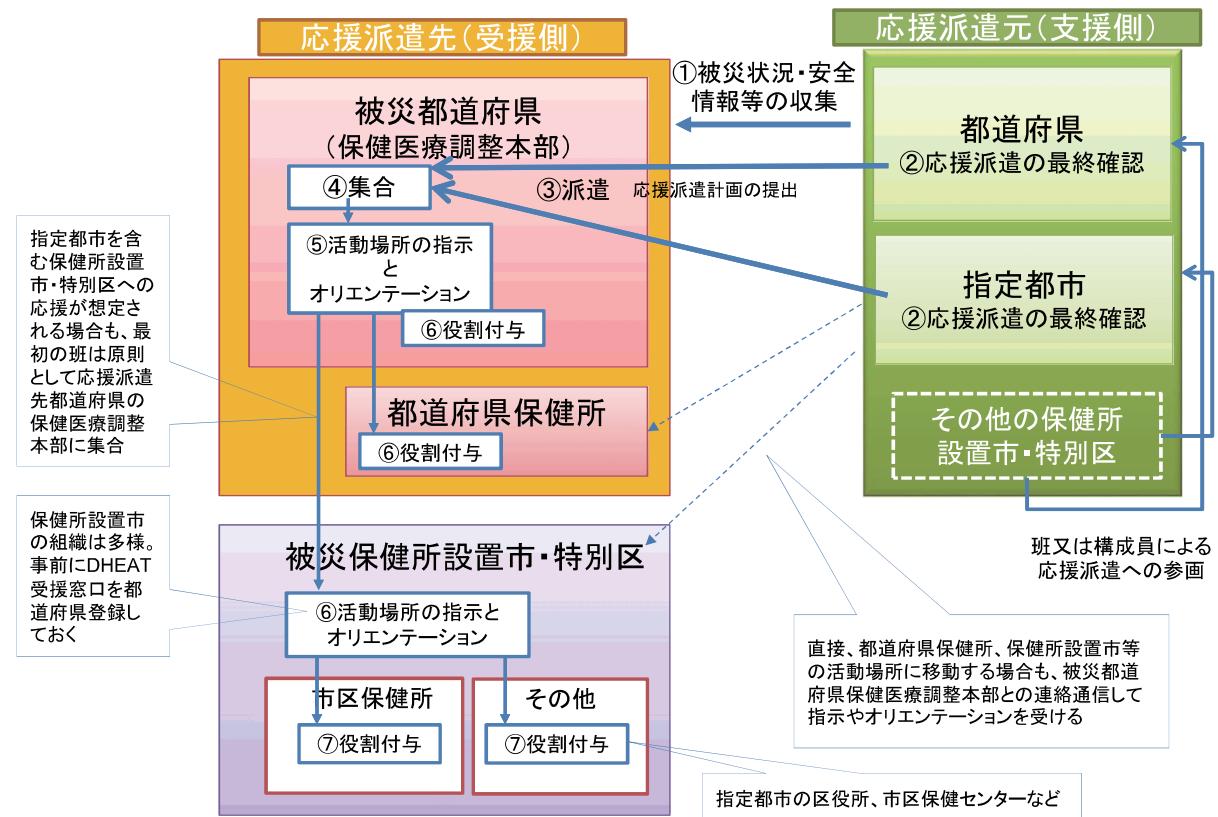
災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣に関する調整



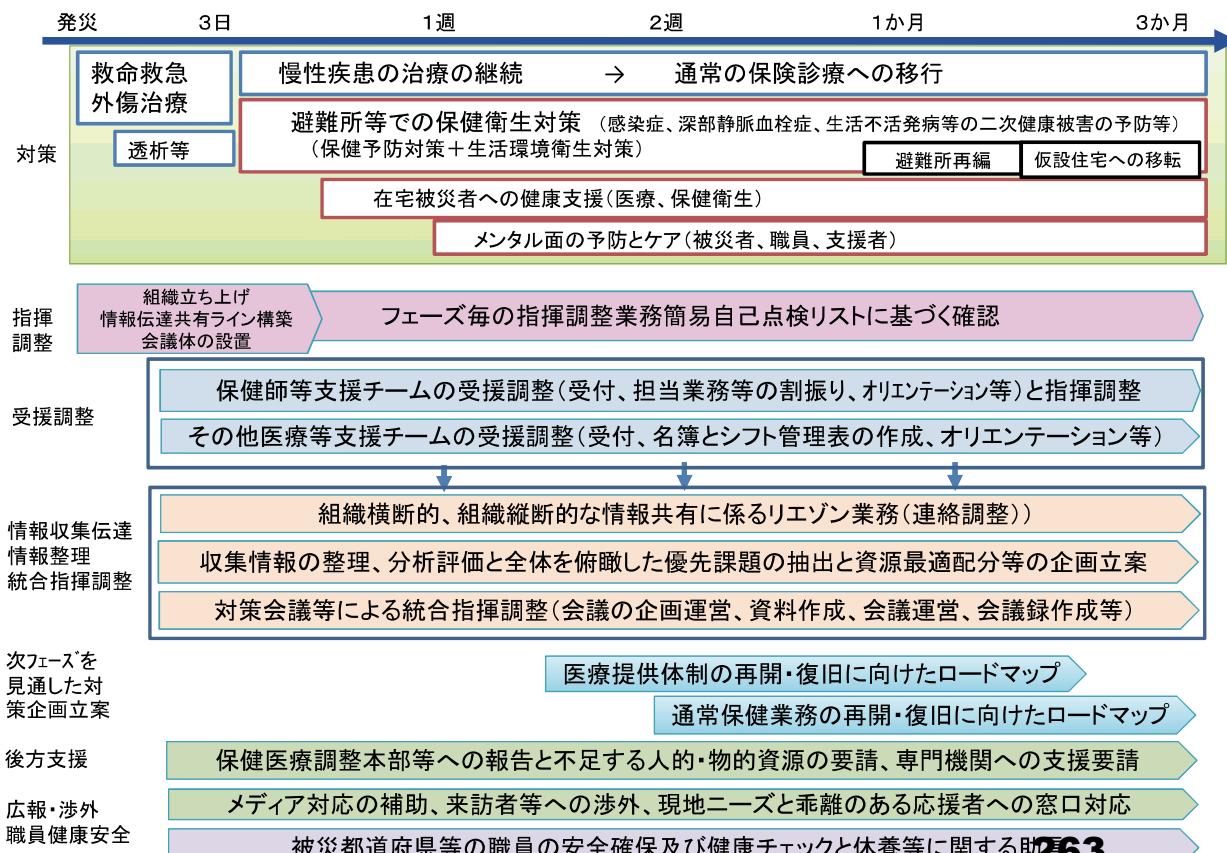
応援派遣先の決定及び応援要請の実施



応援派遣の実施

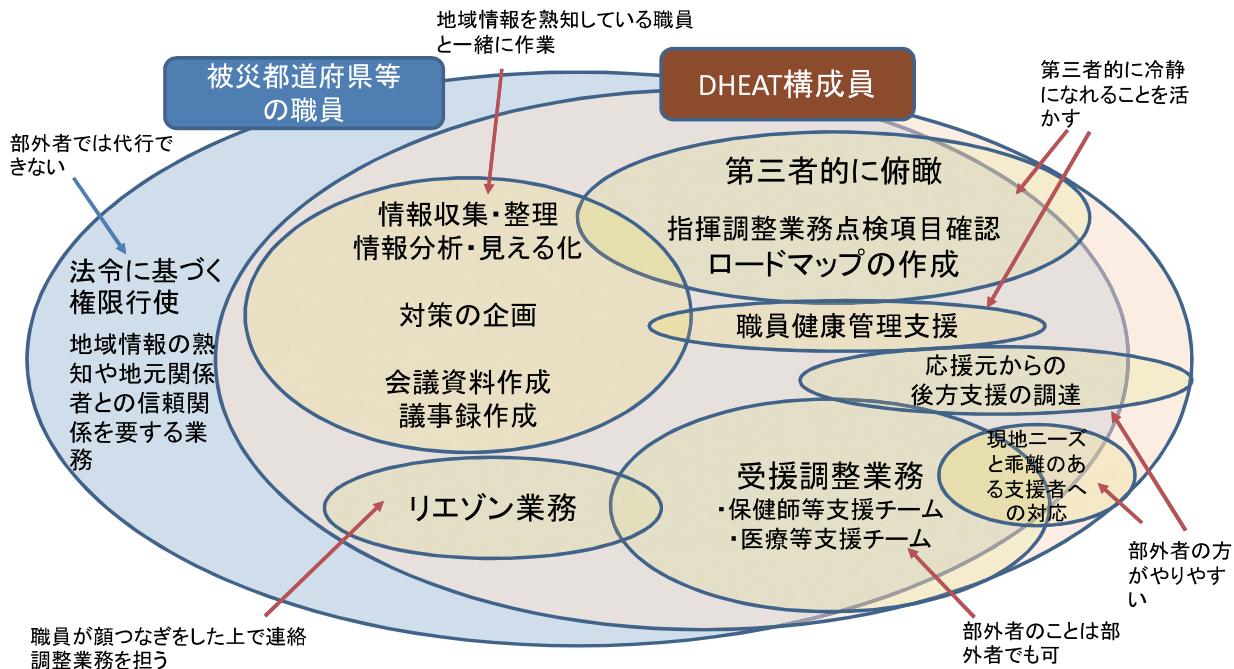


参考資料2 被災都道府県等による災害時保健医療対策について



被災都道府県等の職員と災害時健康危機管理 支援チームの構成員の役割分担

被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担い、災害時健康危機管理支援チームの構成員はそれ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。



災害救助事務取扱要領【抜粋】

(平成 29 年 4 月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）)

災害救助事務取扱要領 目次

※今回抜粋した項目は黄色で表示

第1 法による救助に関する基本的事項		第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項
1	法による救助の原則	1 避難所の設置
2	法による救助の性格	2 応急仮設住宅の供与
3	法による救助を実施する災害	3 炊き出しその他による食品の供与
第2 実施体制等の整備に関する事項		4 飲料水の供給
1	平常時からの取組み	5 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
2	人的体制の整備	6 医療
3	被害情報の収集・連絡体制の整備	7 助産
4	市町村長に対する救助の委任（法第 13 条）	8 被災者の救出
5	都道府県相互の救助の応援	9 被災した住宅の応急修理
6	事業者団体等との協定	10 学用品の給与
7	住民に対する啓発	11 埋葬
8	救助の実施体制に関する事項	12 死体の搜索
9	災害救助基金の取扱いに関する事項	13 死体の処理
第3 法による救助の実施に関する事項		14 障害物の除去
1	被害状況の確認・把握	15 輸送費及び賃金職員等雇上費
2	被害の認定	16 実費弁償について
3	情報提供	17 特別基準に関する処理について
4	救助の実施時期と公示年月日	第5 救助事務費に関する事項
5	委任された救助の実施	1 救助事務費の範囲
6	応援による救助の実施	2 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項
7	関係職員の派遣	第6 応急救助に当たっての留意事項
8	国の機関の派遣費用	1 情報提供
9	救助に要した機器・備品等の取扱い	2 ボランティア活動との連携
		3 救援物資
【参考】		
別添 1	新潟県中越地震時における協定書	
別添 2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（例）	
別添 3	（災害名）における住宅の応急修理実施要領（例）	
別添 4	平成 29 年度災害救助基準	

第1 法による救助に関する基本的事項

1 法による救助の原則

(1) 平等の原則

- ア 災害による混乱は、社会経済機構等を破壊又は麻痺させ、一時的には生活に必要欠くべからざる衣食住の基本的な要件を脅かすこととなるが、法による救助は、こうした事態に行われるものである。
- イ 事情の如何を問わず現に救助を行わなければ、被災者の保護と社会秩序の保全に欠けると認められるときには、等しく救助の手をさしのべなければならない。
- ウ 被災者の経済的な要件等は必ずしも問われず、現に救助を要しているか否かにより判断されるべきであり、現に救助を要する場合には平等に行われるべきである。

(2) 必要即応の原則

- ア 平等の原則は、救助の対象者について必ずしも経済的な要件等を問わないが、法による救助は、被災者への見舞制度ではないので、必ずしも救助を全ての被災者に画一的、機械的に行わなければならないわけではない。
- イ 同じ被災者に対する救助であっても、個々に被災者個人にとってどのような救助が、どの程度必要であるかを判断し、必要なものについては必要な程度行われなければならないが、それを超えて救助を行う必要はない。
- ウ 同じように住家に被害を受けた者であっても、生活必需品等を持ち出すことのできた者や他から生活必需品を得た者に対しては、重ねてこれらを支給する必要はない。
- エ 現に居住している住家を災害により失った者であっても、比較的経済的に恵まれ、自ら住家を再建できる者や、別に建物を所有し当面そこに居住できる者に対しては、応急仮設住宅を供する必要はない。

(3) 現物給付の原則

- ア 災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はまさにこうした事態に行われるものである。
したがって、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。
- イ 金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、法による救助を実施して社会秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱(又はそのおそれ)があるとは考えにくいということを基本的な考え方としている。
- ウ 単なる経済的困窮は、法による救助が対応するものではなく、その他の法律又は施策で対応すべき性格のものであり、法の予定しないところである。

(4) 現在地救助の原則

- ア 法による救助は緊急時の応急的な救助であり円滑かつ迅速に行われる事が極めて重要であることから、法による救助は被災者の現在地において実施することを原則としている。
- イ 住民はもとより、旅行者、一般家庭の訪問客、その他その土地の通過者等を含め、全ての被災者に対して、その現在地を所管する都道府県知事(又は市町村長)が救助を行う。

(5) 職権救助の原則

法による救助は、応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその

	<p>職権によって、救助すべき対象(人)、救助の種類、程度、方法及び期間 を調査、決定の上、実施することとなっている。</p> <p>したがって、形式的には、これに対して一般国民の側からの異議申し立てやそれに基づく救済手段は定められていない。</p>
2 法による救助の性格	<p>(1) 応急救助</p> <p>法による救助は災害に際し、食品その他の生活に欠くべからざる物の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活の維持が困難な被災者に対する応急的一時的な救助であり、被災したことによる経済的損失への支援や、その後に行う災害復旧対策とは性格を異にするものである。</p> <p>(2) 経済的要件</p> <p>ア 法による救助は、資産又は金銭等の所有の有無にかかわらず、災害等により社会の混乱又は流通等の供給手段の途絶等により必要なもの等を得られないため行うものであるから、原則的には経済的な要件等は課されない。</p> <p>ただし、資産又は金銭の有無等により、救助の必要性やその必要の度合いが異なる場合もあることから、結果として、経済的な要件が加味されたと同様になることもあり得る。</p> <p>イ このような場合であっても、被災によりその状況が大きく変化することも考えられるので、単に被災前の状況によることなく、被災後の資産又は金銭の有無等を勘案して、その救助が現に必要か否か判断しなければならない。</p> <p>(3) 住民・国籍要件</p> <p>ア 法による救助は、現に災害により救助を要する状態の者に対して緊急的かつ一時的に行われるもので、当該市町村の住民であるか否かは問わない。したがって、国籍要件等も問われない。</p> <p>イ 住民要件を問わないことから、住民以外の者であっても必要な救助は住民同様に行わなければならぬが、生活の根拠をその地域においているか否かによって、救助の程度に差が生じることもありうるので留意すること。</p> <p>ウ 生活の根拠を被災地域以外におく者であれば生活の根拠をおく地域に戻れば一応の生活の維持が図られると考えられることから、被災地における必要な救助は行われなければならないが、その期間等は必要最小限とすること。</p> <p>また、その者が、生活の根拠をおく地域においても生活に困窮する場合は、他法他施策で対応すること。</p> <p>エ 不法滞在者等についても、通常は不法滞在者等であることを確認できること、国籍要件等は問わないこと、また法による救助は緊急的かつ一時的なものであることから、その者に行った救助も法による救助として差し支えないが、不法滞在者等であることが明らかになった時点で速やかに関係機関に通報し、その指示に従わなければならない。</p>
3 法による救助を実施する災害	<p>(1) 規模・定義</p> <p>ア 法による救助は、災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに行われるものである。</p> <p>イ 法が一定程度以上の被害を対象としているのは、災害時の住民の救助は、災害対策基本法や地方自治法等により先ず市町村等が行うこととなっており、これにより十分な救助が</p>

	<p>なし難いときや被災者の保護が社会秩序の保全に重要である場合、国の責任において救助を実施することとなっているからである。</p> <p>ウ 法で定める災害の定義は特段ないが、災害対策基本法に規定された災害の定義と概ね同様になると考えられる。</p>
	<p>【参考1】災害対策基本法(第2条第1項)</p> <p>災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。</p>
	<p>【参考2】災害対策基本法施行令(第1条)</p> <p>災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。</p>
	<p>(2) 適用条件等</p> <p>ア 法による救助は、市町村の区域(市町村には特別区を含み、指定都市については、市又は区若しくは総合区のいずれの地域を単位とすることができます。)を単位に、原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。 ただし、同時又は接近して異なる原因による災害が発生したときには、その実情に応じてこれらの災害を一の災害とみなして認定して差し支えない。</p> <p>イ 現に救助を要する状態にあるときに行われるものであることから、河川、道路、傾斜地等の崩壊等があっても、住民等が救助を要するような状態には、法による救助を行う必要はない。また、事故等でその原因者等が存在し、その者により適切な対応が行われそれにより十分な救助がなされると考えられる場合は、法による救助を行う必要はない。</p> <p>ウ 他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合も法による救助を行う必要はない。</p> <p>エ 世帯数等被害の確認が遅れたことにより、被災後一定期間が経過して法適用基準に達したと判明した場合、その時点で現に救助を要する者がいないときは、たとえ避難所等の救助を実施したとしても、遡って適用することはできない。</p> <p>オ 事故等の具体的な対応例を示すと、次に掲げる事例が見られるところである。</p> <p>(ア)平成23年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故については、震災による地震や津波の被害が甚大かつ大規模である等により、地震や津波と事故による被害を峻別することが難しかったことから、これらを分けることなく一律に法に基づく救助を行った。</p> <p>(注)福島県における今般の事故に対する災害救助に要した費用については、今後どのような形で東京電力に対し求償するかについて、現在調整を行っているところである。</p> <p>(イ)平成11年の茨城県東海村臨界事故では、多くの住民が事故現場から一定の範囲外の地域に避難することが必要となり、また、この状況が継続することが予想されたことから、法による救助を行った。</p>

(注)茨城県における災害救助に要した費用は、後に事業者から全額補償されたため、既に国から茨城県へ交付していた災害救助費負担金は国庫へ返納された。

(ウ)平成8年の日本海におけるナホトカ号沈没に伴う重油流失事故では、住民等に対する救助が必要ではなかったので、法による救助は行われなかった。

(エ)平成8年の長野・新潟県境の蒲原沢で発生した土石流災害は、工事現場における被害であり、住民等に被害はなく、かつ、工事関係者(発注者の国及び県を含む)が対応したので、法による救助は行われなかった。

(オ)平成8年の北海道豊浜トンネルの崩落事故については、道路(国道)に管理責任を有する建設省及び北海道開発庁等が対応したので、法による救助は行われなかった。

(カ)昭和60年の日本航空機の墜落事故では、群馬県は救助に要した費用を事故責任者と考えられる日本航空に求償することとし、法による救助は行われなかった。

(キ)昭和55年の静岡県の静岡駅前ゴールデン街におけるガス爆発事故では、事故責任者が直ちに明確に出来ない状況にあり、かつ、十分な救助が期待しがたいと判断されたので、法による救助を行った。

カ 法による救助は、災害時に行つた救助が法によるものなのか、そうでないものなのかということであるが、従来「法の適用」という言い方は、一般的に使用されており、十分に熟した用法となっているので、運用上、「法の適用」という言い方をしている。

キ 一般的には、災害発生日と適用日は一致し、発生後間もなく公示する場合が多いが、次に掲げる場合などに、公示以前の災害発生時からの救助について法による救助と認定することがある。

(ア)堤防の決壊、地震、火山噴火等、災害発生の時点や法による救助が必要となった時点が明確であり、法による救助を公示する以前の救助を含め、災害発生直後からの救助全体を法による救助とみなすことが妥当な場合。

(イ)長雨等で被害が徐々に拡大した場合、通常は、被害が一定程度に達した時点からの救助が法による救助となるが、被害が一定程度に達した時点で被害発生時から法による救助とすることが適当と認められる場合。

(ウ)事故等が発生し、緊急の救助が必要であるが、原因究明、求償の可否等の判断を即座にすることが困難であるため、とりあえず必要な救助を実施した場合で、その後にその救助の一部及び全部を法による救助と認定した場合。

(エ)その他、特別な事情があり、一定の時点以前の救助を法による救助と認定した場合。

(オ)これらの場合は、救助開始前に内閣府と連絡調整を図り救助を実施する必要があるが、それが出来ない場合には、開始後に速やかに行うこと。

(3) 法適用基準

ア 令第1条の1号に定める災害

市町村で次表の被害

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯

15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

(注1) 法の適用の基礎となる都道府県及び市町村の人口は、原則として地方自治法第254条、同法施行令第176条及び第177条の規定によることとなるが、人口の急増又は急減等により実態と大きく異なる場合は内閣府と連絡調整を図りその他によることができる(以下同じ)。

(注2) 住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする(以下同じ)。

(注3) 住家の被害(滅失した世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯)の程度は、第3の2の(3)の「住家の被害」を参照。

(注4) 市町村には、東京都の特別区を含む(以下同じ)。

(注5) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区のいずれの地域を単位とすることもできる(以下同じ)。

イ 同第2号に定める災害

都道府県で上表の被害、かつ、市町村で下表の被害

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上	2,500世帯

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	20世帯
15,000人以上 30,000人未満	25世帯

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
30,000人以上 50,000人未満	30世帯
50,000人以上 100,000人未満	40世帯
100,000人以上 300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯

ウ 同第3号の前段で定める災害

都道府県で次表の被害かつ市町村で多数の世帯の住家が滅失

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上	12,000世帯

(注)多数の世帯(「多数の世帯」という場合の世帯数)

① 令第1条第1項第3号で定める災害の多数の世帯(次の工の場合を含む。)は、次に掲げる理由から確定数では示していない。

- ・被害の進行が緩慢か急激か、死傷者が生じているか等の被害態様により異なること。
- ・四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであること。
- ・現に各市町村の救助活動に任せられない程度の被害か否かで判断されるもので、各市町村の人口、その他の規模等だけではなく現実の救助体制等によっても異なること。

② ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から多数の世帯とは、最低5世帯以上は必要と考えられる。

【参考1】災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(第1条第2項)

内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法による救助を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであってはならない。

【参考2】災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条第2項の内閣総理大臣が定めるる住居の被害の程度「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」(平成25年10月1日内閣府告示第230号)の1で「住居の滅失した世帯の数が5あること」と定めている。

③ なお、住家の滅失が5世帯を下回り、滅失世帯が多数と認められないため、令第1条第1項第3号に該当しない災害であっても同第4号の定めるところ等により、法による救助の途は開かれている。

工 同第3号の後段で定める災害

(ア)災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。

(イ)府令で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

① 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。

③ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の

特殊の技術を必要とする場合。

(注)多数の世帯はウの(注)を参照。

才 同第4号に定める災害

(ア)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合。

(イ)府令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

① 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

② 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(ウ)また、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは、具体的には、次のような場合であること。

① 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

② 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

③ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

a. 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

b. 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化

c. 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

(注1)令第1条第1項第1号～第3号に該当する可能性はあっても、夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる。

(注2)第4号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであるため、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討のうえ、適用の判断をすること。

【参考】

- ・ 新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上を観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに4号適用する運用が行われている。
- ・ 最大震度7を観測した新潟県中越地震の際には発災時が夕方ということもあり、新潟県は、震度6弱以上を観測した市町村に深夜に適用した。その後、震度5弱以上であって、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用した。
- ・ 最大震度6強を観測した能登半島地震においては、震度5強以上を観測した市町に対して直ちに石川県は、災害救助法を適用した。
- ・ 最大震度6強を観測した新潟県中越沖地震においては、多数の余震が続く中、震度5強が観測された自治体に対しても、新潟県は避難して継続的に救助が必要と判断し、

	<p>災害救助法を追加適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風11号による災害において、秋田県は合併前の人口規模では減失世帯数の基準に達するものの、合併後の人口規模では基準に達しない場合にも、多数の住民が生命、身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合に該当すると判断し、4号に基づく適用を行った。 ・ 平成20年2月23日から24日にかけての低気圧による災害では、富山県入善町において高波による被害が発生し、避難して継続的に救助を必要とする事態が想定されたが、富山県が4号に基づく法適用を決定したのは6日後の3月1日となった(2月24日に遡って適用)。 ・ 平成24年5月6日に発生した竜巻災害では、多数の住家被害を生じ、継続的に救助を必要とする状況が生じたため、栃木県及び茨城県は4号に基づく適用を行った。 ・ 平成25年2月の連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたため、新潟県は4号に基づく適用を行った。 ・ 平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火では、多数の被災者(登山者)の救出を迅速に行う必要があったため、長野県は4号に基づく適用を行った。 ・ 平成27年5月29日に発生した口永良部島の噴火では、噴火警戒レベルが5(避難)に引き上げられ、全島避難となったことから、鹿児島県は4号に基づく適用を行った。 ・ 平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災では、強風により近隣家屋に延長し、さらに延焼のおそれがあったことから、新潟県は4号に基づく適用を行った。
	<p>(4) 費用の支弁及び国庫負担 (略)</p>

第3 法による救助の実施に関する事項

1 被害状況の確認・把握	<p>(1) 被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行わなければならないことは、当然であるが、災害は突発的に発生し、平常時には予測できない状況が生じ、被害状況の把握に手間取ったり、連絡不足・遅滞等から結果として、救助に支障をきたす例も多いので、次の点に留意して行うこと。</p> <p>ア 平常時から被害状況把握の体制整備を十分に図り、災害が発生したときには、あらかじめ定められた手順に沿って迅速に行動すること。</p> <p>イ 夜間、休日等、都道府県又は市町村の担当職員が非在庁時に災害が発生した場合、あらかじめ定められた参集体制に基づき、自発的に行動すること。</p> <p>ウ 被害状況の収集及び情報提供については、災害時においては通常の手段が使えないことが多いと思われる所以、様々な手段を検討しておくこと。</p> <p>エ 都道府県又は市町村の担当職員が災害のため登庁できない等、不在の場合には、当面の間の連絡者、その他、適宜必要な措置が可能な代替体制の確保を図るとともに、必要に応じてあらかじめ定められた補完体制に移行すること。</p> <p>オ 情報の混乱を避けるため、被害情報は、できる限り1カ所で速やかに集約し、その結果を</p>
--------------	--

	<p>関係部局・機関に伝達し、その後に公表等を行うこと。</p> <p>力 関係部局・機関に伝達する前に公表することは、被害情報を一元的に集約することを困難とするおそれがあるので、遗漏のないよう特に留意すること。</p> <p>(2) 被害状況等の情報は、隨時内閣府に情報提供していただくこと。災害救助法の適用も視野に入れ、平日・休日を問わず、確実に連絡が取れる体制を整え、緊密に連携を図っていただくこと。</p> <p>(3) 大規模な災害が発生した際には、周辺都道府県による応援体制が必要となる場合もあるので、周辺都道府県は災害発生時に準じた体制をとり、内閣府と連絡調整を図ること。</p>
6 応援による 救助の実施	<p>(1) 救助の応援ができる場合</p> <p>ア 救助の応援は、①法第14条に基づく内閣総理大臣の応援指示を受けた場合、②被災都道府県から応援の要請を受けた場合、③あらかじめ締結された応援協定等に基づき自発的に行う場合等が考えられる。</p> <p>イ 大規模災害等、災害の規模・態様によっては被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、周辺都道府県は、内閣府と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握に協力することもあり得る。</p> <p>ウ 同様に、被災都道府県による応援要請の遅滞も考えられるので、被災都道府県以外の都道府県は、次により、緊急を要する救助について、内閣府と連絡調整を図り、自主的に救助の応援ができる。</p> <p>(ア)救助の種類は、原則として特に緊急を要する救助とする。</p> <p>(イ)特に緊急を要しない救助については、原則として、被災都道府県の要請を受けた場合、内閣府と連絡調整を図った場合(法第14条に基づく内閣総理大臣の応援の指示を受けた場合を含む。)、又は、応援協定に基づく場合に行うこと。</p> <p>(ウ)自主的な応援を行おうとする都道府県は、あらかじめ内閣府と連絡調整を図り、救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について内閣府と定めてから行うこと。</p> <p>(エ)救助の程度及び方法は原則として基準告示の範囲内で定めること。</p> <p>ただし、被災都道府県からの要請があった場合、又は、内閣府と連絡調整を図った場合には、これを超えて救助できる。</p> <p>エ 自主的な応援について協定が締結されていない場合であっても、周辺の都道府県は内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて法第14条に基づく内閣総理大臣の応援指示を受けるなどし、救助の応援を行うことができる。</p> <p>(2) 応援要請の手続き</p> <p>ア 都道府県知事は、救助の実施に関して他の都道府県知事の応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、必要な協議を経た上で、応援を受けること。</p> <p>(ア)被害状況</p> <p>(イ)応援を要請する救助の種類及び期間</p> <p>(ウ)応援の場所</p> <p>(エ)応援を要請する職種別人員</p>

(才)応援を要請する機械器具及び資材の品名並びに数量等

(力)その他応援に関する必要な事項

イ 緊急やむを得ないときには、口頭、電話又はファクシミリ等により行うこととし、事後において文書により処理すること。

なお、あらかじめ締結した応援協定に別に定めがある場合はこの限りでないこと。

ウ 都道府県が応援要請を行う場合、次の点を勘案し、内閣府と連絡調整を図り実施するよう留意すること。

(ア)大規模災害のときには、自衛隊、日本赤十字社等による救助も予想されるため、全国的な調整が必要となる可能性があること。

(イ)他省庁との連絡調整を図り、救援物資の調達等に全国的な調整が必要となる可能性があること。

(ウ)内閣府を窓口とすることにより、全国規模で各都道府県の役割分担等も調整しつつ、一度の要請で複数の都道府県へ応援要請が行えること。

(3) 応援派遣措置

ア 救助の応援を行う都道府県知事は、直ちに応援のためのチームの編成を行い、人員及び物資等を整備し、責任者を定めた上、応援をする都道府県に連絡して出発させること。

イ 応援をする都道府県に連絡が取れないときには、内閣府と連絡調整を図り出発させると。

ウ 応援派遣されるチームは、被災地での物資調達、その他の便宜供与等が困難な場合も想定し、食糧、水、テント、その他の日常生活用品、救助に必要な資材等を事前に準備し、携行するなど、自己完結型装備で被災地に入ること。

エ 応援のためのチームの指揮は、原則としてそのチームの責任者が行うこと。

オ 応援を受けた都道府県は、他の都道府県からの応援のためのチームが到着した場合、原則として、そのチームの責任者に対し、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にすること。

カ 応援を受けた都道府県において対応ができないときには、応援のためのチームは、内閣府又は政府の設置した現地対策本部等と連絡調整を図ること。

(4) 国への情報提供

都道府県知事は、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事の要請を受け応援隊を派遣する場合は、(2)に定める事項について内閣府へも情報提供すること。

(5) 応援に要した費用の負担について

ア 応援に要した費用を求償する場合には、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類等を添付して行うことを原則とすること。

イ 救助の応援は、法第14条に基づく応援指示により行うもの、被災都道府県の要請により行うもの、あらかじめ締結された応援協定により行うもの等が考えられるが、いずれも法第20条に基づき被災都道府県に対し求償できること。

ウ 法第20条に基づき求償した経費は、当然、法による救助として国庫負担の対象となる。

エ 法第20条に基づき求償しなかった経費は、原則として法による救助に要した費用として国

	庫負担の対象とはならないが、求償とは別に、応援都道府県が「見舞金」等を支出することとは、法外のことであるので、随意に行ってよい。
7 関係職員の派遣	<p>災害対策基本法に基づく災害時における職員の派遣については、次の理由により、災害救助関係者又は保健・福祉関係職員についても特段の配慮をすることが望まれること。</p> <p>(1) 災害救助業務の担当職員は数も限られ、かつ、被災経験のない職員が多いと予想されるので、大規模な災害が発生した場合、比較的近い時期に被災の経験を有する都道府県知事は、災害救助業務を経験した職員の派遣等に配慮すること。</p> <p>(2) 大規模な災害が発生した場合、地域・家族等の介護機能等が低下し、福祉需要等の増加が予想されるが、被災地では災害救助業務に多くの要員が割かれることも想定されるので、保健・福祉担当職員の派遣等について配慮すること。</p> <p>(3) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない被災者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くことが被災者の需要を的確に把握することとなり、また、被災者の精神面の立ち直り、ひいては生活再建に有効であることもあるので、できる限りの保健・福祉担当職員等の要員確保が重要であること。</p>

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

1 避難所の設置	<p>(1) 趣旨</p> <p>ア 災害が発生したときには、あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺の火災からなどの延焼の可能性、その他の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、法による避難所を設置すること。</p> <p>イ あらかじめ指定した避難所だけでは不足した場合又は不足が予測される場合は、次の点に留意して、必要な避難所の確保を図ること。</p> <p>(ア) 法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用すること。</p> <p>(イ) これら適当な建物を得難い場合は、その他の既存の建物を利用して差し支えない。ただし、民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置する場合は、緊急やむを得ない切迫した事情にある場合を除き、内閣府と連絡調整を図り実施すること。</p> <p>(ウ) 既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先すること。</p> <p>また、できる限り生活面での物理的障壁の除去(バリアフリー化)された施設を利用する方が望ましいが、物理的障壁の除去(バリアフリー化)がされていない施設を利用する場合で長期化が予想されるときには、高齢者・障害者等が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ等の仮設に配慮すること。</p> <p>(エ) 既存の建物を得られないときには、野外に応急仮設建築物、テント、個々に移動や設置が可能な、いわゆるトレーラーハウスその他のものといった多様なタイプのものを設置あるいは設営して実施して差し支えない。</p> <p>ウ 法による避難所の設置に当たっては、円滑な救助を実施するため、救助活動の拠点となる施設又は土地の確保にも配慮して設置すること。</p> <p>エ 市町村が法による避難所を設置した場合、避難所開設の日時及び場所、設置数及び避難人員、並びに開設見込み期間等を、ただちに電話又はファクシミリ等により都道府県に連</p>
----------	---

	<p>絡(事後において文書により連絡)すること。</p> <p>(注)通常は通知による委任を受けて避難所を設置した場合を想定しているが、通知による委任を受けていない市町村が都道府県の補助機関として法による避難所を設置したときには、法による避難所として設置されたものと認定する必要があるので、速やかに都道府県に連絡し、その指示を受けなければならない。</p> <p>オ 法による避難対象者を具体的に示すと、次に掲げる者が考えられるが、次の者は例示であり、現に避難を要する者については、法による救助により避難させて差し支えない。</p> <p>(ア)住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等、災害により現に住家に被害を受け、居住する場所を失った者(住家に被害を受けたが居住に支障をきたさない者を除く。)</p> <p>(イ)自家には被害がないが、ホテル及び旅館等の宿泊者、一般家庭への来客並びに通行人等で、現実に災害に遭遇し避難しなければならない者</p> <p>(ウ)現に住家等に被害を受けていないが、被害を受けるおそれがあり、市町村長等による避難命令等が発せられているため、避難しなければならない者</p> <p>(注1)法による避難所の対象者は、災害により住家に被害を受け、現に避難を要する状態にある者のほか、災害による住家の被害はないが、災害のため現に避難を要する状態にある者とする。</p> <p>(注2)現に避難を要する状態にある者としては、住民以外の者(外国人を含む。)もその状態にある地において対象となる。</p> <p>(注3)現に避難を要する状態とは、通常は、避難者の主觀によるものではなく、都道府県又は市町村の職員等(以下「地方自治体職員等」という。)の客観的な判断によるものでなくてはならない。</p> <p>(注4)都道府県知事又は市町村長、あるいは警察、消防等の避難勧告がなく、個々の住民が自ら危険と判断し避難した場合、通常、それは、都道府県知事又は委任を受けた市町村長等の行った救助とは見なし難い。 しかしながら、四囲の状況等を勘案し、都道府県知事又は委任を受けた市町村長が現に避難を要する状態にある又はあったと認めるときに、それを法による救助として認めることは差し支えない。</p>
	<p>(2) 期間</p> <p>法による避難所の開設期間は次により定める。</p> <p>ア 法による避難所の開設期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が7日を越える場合は、内閣総理大臣と協議すること。</p> <p>イ アにより開設期間を定められない場合は、とりあえず法による避難所の開設期間を災害発生の日から7日以内で定めること。</p> <p>ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に避難所を閉鎖できない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により開設期間を延長できる。</p> <p>(ア)延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。</p>

	<p>(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。</p> <p>(ウ) (ア) 及び(イ)のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。</p>
	<p>(3) 基準額</p> <p>(略)</p>
	<p>(4) 留意点</p> <p>ア 法による避難所には、原則として、地方自治体職員等による管理責任者を配置し、避難者の協力を得て、避難所の運営を行うこと。</p> <p>(ア) 災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた自治体関係者等の配置が困難なことも予想されているため、本来の施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てて差し支えない。</p> <p>(イ) 災害発生直後から当面の間、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予測されるため、できる限り早急に交替ができるように体制整備には特に配慮すること。</p> <p>(ウ) 地方自治体職員等が、自らの被災や交通機関の途絶等により出勤できないために、十分に確保できない等の特別な理由があり、管理責任者を他に得る手段がない場合には、臨時職員の雇用も考慮して差し支えないこと。</p> <p>(エ) 避難所の管理責任者は、避難者等の協力を得て、概ね次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所に避難した被災者の人数、世帯構成、被害状況、救助に当たり特別な配慮を要する者の状況等を速やかに把握し、避難者名簿を整備すること。 ② 避難者名簿に基づき常に被災者の実態や需要を把握し、救助に特別な配慮を要する者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うこと。 ③ 避難所に必要な食料・飲料水その他必要な生活必需品の過不足を把握し、過不足を調整するため、常に、市町村等の行政機関(災害対策本部)や近接する他の避難所と連絡をとること。 <p>イ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、速やかに「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を行い、避難生活に必要な被服、寝具、日用品等を配付すること。</p> <p>ウ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、女性の参加に配慮した自治組織を育成し被災者自身による自発的な避難所における生活のルールづくりを行わせるなど、避難者による自主的な運営が行われるように、その支援方法について配慮すること。</p> <p>エ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、避難所における個別的な需要の把握や防犯対策を進めるため、警察等と連携し各避難所への巡回パトロール等について配慮し、避難所の治安・防犯等の観点から、真に必要やむを得ない理由がある場合は、警備員等の雇用も考慮して差し支えない。</p> <p>オ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電</p>

	<p>話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を設置すること。</p> <p>また、機器に不慣れな高齢者・障害者等についても、情報ボランティアとの連携、協力等により情報に接することができるようになるとともに多様な情報伝達手段を講じるなどの配慮をすること。</p> <p>カ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、避難所に対して、各種の避難生活に必要な情報、生活復旧に関する情報等、できる限り被災者に必要な情報の提供が図られるよう努めること。被災者に対する情報提供は、他の救助と比較して、ややもすれば緊急性の低いものと考えられがちであるが、被災者の不安感の軽減を図り、円滑な復旧・復興につなげるために極めて重要であるので、特段の配慮が必要である。</p> <p>キ 法による避難所を設置する場合に、その設備等として整備できることとされている設備・備品等は、全てを当初から整備する必要はなく、むしろ当面は最低限必要なもののみを整備し、迅速に避難所を設置することがより重要である。</p> <p>ク 設置後に設置期間の長期化が予想されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。</p> <p>(ア)避難所の長期化に伴い改善が必要なものとしては、プライバシーの確保、入浴及び洗濯の機会の確保、暑さ寒さ対策、情報提供等があり、新・増設する設備等の具体例としては次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 簡易ベッド(代用品等を含む。)、畳、マット、カーペット ② 間仕切用パーテーション、仮設スロープ ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器 ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ ⑥ 仮設洗濯場(洗濯機、乾燥機を含む。)、簡易シャワー・仮設風呂 ⑦ 仮設炊事場(簡易台所、調理用品等) ⑧ その他必要な設備備品 <p>(イ)各種設備の新・増設を行うときは、併せて必要な電気容量の確保等についても配慮すること。</p> <p>また、情報提供については、機器等の整備も必要であるが、最も重要なのは、必要な情報が何かを把握し、それを如何に収集し、的確に提供するかにあるので、これらについて特に留意すること。</p> <p>ケ 災害発生直後の混乱期を経過した後には、できる限り速やかに、車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者班や要配慮者のための相談窓口を設置すること。</p> <p>コ 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、避難所の集約に合わせて、小部屋がある等生活環境の良好な施設の利用についても配慮すること。</p> <p>サ 定められた避難所以外の場所に避難した被災者についても、次の点に留意の上、その支援を図ること。</p>
--	--

	<p>(ア)連絡先の広報を通じ避難者等から連絡させるなどの方法を講ずるほか、関係機関等との連携を図るなどし、定められた避難所以外の場所に避難した被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等の供給に配慮すること。</p> <p>(イ)定められた避難所以外の場所に避難した被災者に対し、状況が落ち着いた段階で安全性への配慮がなされ、仮設トイレ等の仮設設備が整い、各種救助が確実になされる定められた避難所へ避難するようあらかじめ周知し、理解を得ること。</p> <p>シ 避難所の設置は応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。</p> <p>(ア)学校については教育機能の早期回復を図ること。</p> <p>(イ)避難所の早期解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、応急仮設住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを速やかに行うこと。</p>
	<p>(5) 福祉避難所</p> <p>福祉避難所の取扱いに当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>ア 福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者のか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者まで含めて差し支えない。</p> <p>なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所の対象者として予定していないが、この趣旨は、次の考え方によるものであり、緊急かつ一時的に当該対象者が福祉避難所へ避難することを妨げるものではないので、特に留意すること。</p> <p>(ア)特別養護老人ホーム等の入所対象者は、本来入所すべき施設で適切なサービスを受けられるようにすべきであり、必要であれば緊急入所等を活用し、これら施設が対応すべきという考え方である。</p> <p>(イ)福祉避難所で提供できるサービスの水準には限界があり、施設入所対象者は対象としないという前提でのサービスの水準を考えているので緊急避難的な利用の場合のみやむを得ないとする考え方である。</p> <p>(注)福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者として解すること。</p> <p>イ 福祉避難所は老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これら施設等が不足するときには、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図り易い施設を利用すること。</p> <p>(ア)特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設の利用は、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。 ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。

	<p>③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。</p> <p>④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。</p> <p>(イ) 公的な宿泊施設等を利用する場合、次の理由から、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。</p> <p>① 公的な宿泊施設又は旅館等で通常提供されるサービスの全てを提供することを求めるものではなく、主として避難所としての場所の提供等を受けることを原則とするからである。</p> <p>② 後述のとおり、福祉避難所の設置、維持及び管理を委託することはできるが、この場合、当該施設で通常提供されるサービスの提供を求めるものではなく、福祉避難所の運営等を委託するものである。</p> <p>ウ 都道府県又は市町村は、福祉避難所をあらかじめ指定したときには、地域防災計画等に定め、その施設の情報(場所、収容可能人数、設備内容等)や避難方法について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。</p> <p>エ 都道府県又は市町村は、福祉避難所の対象者をあらかじめ把握することが望ましい。なお、対象者の把握や個人情報の守秘義務等については、ガイドラインを参考にすること。</p> <p>オ あらかじめ福祉避難所を指定し、あらかじめ対象者を把握したときには、福祉避難所の設置者と協議の上、これらの者の避難方法について定めておくこと。なお、指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図りつつ管内市町村への支援を行うこと。</p> <p>カ 福祉避難所への避難に際しては、本人又はその家族が、民生委員及び地域住民等の協力、並びに地方自治体職員等の支援を得て避難することを原則とすること。 また、必要に応じ、福祉避難所を設置する施設等の協力を得て、当該施設の職員が介助して避難させる方法を別途定めておくことも差し支えないが、当該施設等に過度の負担を課すことは厳に慎むこと。 なお、福祉避難所への避難に際して、やむを得ない事情のため福祉避難所への避難のために必要な賃金職員を雇い上げる場合は、福祉避難所の経費ではなく、応急救助のための賃金職員等雇上費として整理すること。</p> <p>キ 福祉避難所の対象者は固定的でないので、対象者をあらかじめ把握していないときには勿論、あらかじめ把握しているときにも、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後には、避難所に対象者が避難していないか調査すること。</p> <p>ク 福祉避難所の設置を予定したときには、避難所と福祉避難所間(避難所から福祉避難所へ、また、福祉避難所から避難所へ)の対象者の引き渡し方法等についてあらかじめ定めておくことが望ましい。</p> <p>ケ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、本来は福祉避難所を設置しようとする施設の一部又は全部を借り受けるなどし、自ら実施するものであるが、次の考え方により施設等の設置者へ福祉避難所の設置、維持及び管理の一部又は全部を委託できる。</p>
--	---

	<p>(ア) 災害時における市町村の要員不足等も勘案し、各々の役割や機能等を最大限活用でき るようするため、委託できること。</p> <p>(イ) 老人福祉センター等の場合は、本来的事業又は臨時的に本来的事業に関連した緊急 一時的な事業を受託したものと見なせること。</p> <p>(ウ) 入所施設等の場合は、災害時に当該施設等が地域社会の一員としての役割を果たす ため、緊急的かつ一時的に行う地域交流事業の一つを受託したと解せられること。</p> <p>コ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、施設等の設置者へ福祉避難所の設 置、維持及び管理の一部又は全部を委託した場合、その他の救助の一部又は全部を併 せて委託することができる。</p> <p>(ア) 福祉避難所の設置、維持及び管理と併せて委託する救助として、炊き出しその他による 食品の給与のほか、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の一部又は全部に ついて委託することが考えられる。</p> <p>(イ) その他の救助の一部又は全部を委託する場合、委託先の施設等の被災状況や、利用 可能な設備及び要員の状況を勘案の上、当該施設の設置者に過度の負担を課さない よう留意すること。</p> <p>サ 福祉避難所の精算に当たっては、避難所の供与のほかにも救助の一部又は全部を委託 した場合、各々の救助種目毎に整理することを原則とすること。</p> <p>ただし、一定の救助の全部を委託し、他の救助との重複が生じないときには、実施した救 助種目を明記し、福祉避難所の費用として一括して精算することも特例的に認められる。 併せて、炊き出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与等を 委託したときには、当該救助のため支出できる費用の全部又は一部を加算した額でこれ らの救助全体を行って差し支えない。</p> <p>シ 福祉避難所の事業内容は、避難所の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた 生活に関する相談等であり、そのため支出できる費用は、クにかかわらず当該地域にお ける通常の実費を加算できる。</p> <p>ス 福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために 必要な当該地域における通常の実費が考えられる。</p> <p>(ア) 対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器 具等の借り上げに必要な経費(工事費を含む。)であって、避難所の設置のために支出 できる費用で不足する経費</p> <p>(イ) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購 入費</p> <p>(ウ) 概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必 要な経費</p> <p>なお、生活に関する相談等に当たる職員は、社会福祉施設等における介助員相当を想 定しており、その配置数を計算するに当たって、福祉避難所の対象者数に、介助等のた めに一緒に避難した家族等の数は含まない。</p> <p>セ 福祉避難所の設置のために加算できる費用の額は、実額をもって定められていないが、</p>
--	---

	<p>通常、特別な理由がない限り、次により老人短期入所施設等の社会福祉施設等の運営に要する1人1日当たりの費用を大幅に下回ると想定されている。</p> <p>(ア) 加算額が社会福祉施設等の運営費を大幅に下回ると考える理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の対象者は、緊急入所等を含め当該施設等で対応するので、通常は福祉避難所の対象とならないこと。 ② したがって、災害時であってもこれら施設等の運営に要する費用を上回る費用が必要になることは考えにくい。 <p>(イ) 福祉避難所における在宅福祉サービス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、介護保険法等の福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、本法による救助としては予定していない。 ② 福祉避難所の運営に当たっては、保健福祉部局又は関係機関等と十分な連携を図り、各自で必要な対応が図られるよう十分に配慮すること。 <p>ソ 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましいので、次に掲げる制度等を活用し、早期退所が図られるように努め、通常の避難所の設置期間内に解消すること。</p> <p>(ア) 関係部局と連携を図り、シルバーハウ징への入居又は社会福祉施設等への入所（緊急入所等を含む。）等を積極的に活用すること。</p> <p>(イ) 基準告示第2条第2項に定める応急仮設住宅（福祉仮設住宅）等への入居を図ること。</p> <p>タ 都道府県又は市町村は、福祉避難所の閉鎖に当たっては、避難者の退所について責任を持って対応することとし、いやしくも施設等に委託したまま放置しないこと。</p> <p>(6) 必要な書類</p> <p>（略）</p>
3 炊き出しその他による食品の給与	<p>(1) 趣旨</p> <p>ア 災害が発生したときには、備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して速やかに法による炊き出しその他のによる食品の給与を行うこと。</p> <p>イ 炊き出しその他のによる食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。ただし、調理等は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られない者に原材料等を提供することは差し支えない。</p> <p>(ア) 法による炊き出しその他のによる食品の給与は、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者を対象としていること。</p> <p>(イ) 災害により食物を得られないという状況が発生したときに行うものであり、経済的な理由で食物を得られない者に対して行うものではないことから、現金給付又は食事券の支給等によることは考えにくい。</p> <p>① 現金又は食事券等により食事ができるような状態であれば、法による救助を実施し</p>

	<p>なければならぬような社会的な混乱は発生していないか、おさまったなどと考えのが基本的な考え方として根底にある。</p> <p>② このような状態にあれば、法による救助の必要はなく、各自が購入すればよく、単に経済的な困窮等に対する給与であれば、法による救助とは性格が異なるので、必要であれば他制度で対応すべきとの考え方である。</p> <p>③ ただし、実際には、災害時に厳格な運用は困難なため、流通機能が回復し、自ら弁当等を購入できる状況であっても、避難所の設置期間中は、被災者が炊事ができない状態であるとして、法による炊き出しその他のによる食品の給与を継続することが運用上通例となっている。</p>
	<p>(2) 期間</p> <p>炊き出しその他のによる食品の給与をできる期間は次によること。</p> <p>ア 法による炊き出しその他のによる食品の給与が必要な期間が予測できる場合、又は一定期間以上の給与の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議して定めること。</p> <p>イ アにより給与期間を定められない場合は、とりあえず法による炊き出しその他のによる食品の給与期間を災害発生の日から7日以内で定めること。</p> <p>ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて炊き出しその他のによる食品の給与が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により給与期間を延長できること。</p> <p>(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とすること。</p> <p>(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。</p>
	<p>(3) 基準額</p> <p>(略)</p>
	<p>(4) 留意点</p> <p>炊き出しその他のによる食品の給与が長期化したときには次の点に留意の上、食料の質の確保を図ること。</p> <p>ア 長期化に対応し、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用についても検討すること。</p> <p>イ 被災者やボランティア等の協力が得られたときには、多様なメニューを用意し、その中から希望に応じたものを給与する方法なども考えられる。</p> <p>ウ 適温食の確保を図る観点から、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。</p> <p>エ 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの</p>

	<p>協力や被災者による互助の推進等に配慮すること。</p> <p>(ア)避難所の簡易調理室の整備等については、原則として避難所設置のため支出できる費用による。</p> <p>(イ)調理に必要な鍋・包丁等の類は、原則として被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与によることとなるが、共同で利用する器具等の類は、簡易調理室の設備として整備して差し支えない。</p> <p>(ウ)法による炊き出しその他による食品の給与により必要な原材料等の給与又は調理等に必要な燃料等の提供を行って差し支えない。</p> <p>(エ)単に経済的困窮のため原材料等を求められない者に対する給与は法の予定するところではなく、応急救助を超えて、法による炊き出しその他による食品の給与は行えないもの留意すること。</p> <p>オ 一定期間経過後は、被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。</p> <p>(5) 必要な書類</p> <p>(略)</p>
4 飲料水の供給	<p>(1) 趣旨</p> <p>災害が発生したときには、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して、速やかに法による飲料水の供給を行うこと。</p> <p>(2) 期間</p> <p>法による飲料水の供給を実施できる期間は次により定めること。</p> <p>ア 法による飲料水の供給が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の供給の必要性が明らかな場合は、その期間とする。</p> <p>ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。</p> <p>イ アにより供給期間を定められない場合は、とりあえず法による飲料水の供給期間を災害発生の日から7日以内で定めること。</p> <p>ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により供給期間を延長できる。</p> <p>(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。</p> <p>(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。</p> <p>(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。</p> <p>(3) 基準額</p> <p>(4) 必要な書類</p> <p>(略)</p>

6 医療

(1) 趣旨

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施すること。

ア 法による医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいるときに、救護班を派遣して行われるものである。

イ 簡単な処置等しかできない診療所しかない地域に、複雑な処置等を必要とする重症患者が発生したときも対象として考えられる。

ただし、この場合、救護班による応急的医療と必要な医療が行える医療機関への輸送のみを法による救助の対象とし、その後の医療機関における医療は法による救助としてではなく保険診療等で行うことを原則とする。

なお、救急車やドクターヘリによる医療機関への輸送については、災害の発生に関わらず平時より運用されているものであることから法の対象とはならない。ただし、ドクターヘリについては他の都道府県の応援のため出動した場合に限り費用として認められ、この費用は、応急救助のための輸送費として整理すること。

ウ 被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。

また、災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病については、法の趣旨から原則として対象とならない。

エ 法による医療の範囲は、災害時における医療機関の混乱等が回復するまでの空白を一時的に補填する制度であるということに留意し、真に必要やむを得ない医療は十分になされなければならないが、同時に応急的な医療にのみ限定されるものであるため、救護班が必要した費用の全てが必ずしも国庫負担の対象となるものではないことを留意されたい。

オ 法による医療は、いわゆる応急的な診療であって、予防的ないし防疫上の措置は原則として対象とならないが、避難所生活が相当長期にわたっている場合で、予防的ないし防疫上の措置が必要と認められる場合においては、避難所に限り認められる。

(2) 対象者

ア 医療を必要とする者は、その医療を必要とするに至った原因は問われない。

即ち災害により負傷した場合は勿論、災害とは直接関係のない原因によるものであっても、また、被災者以外の者でも、災害により医療の途を閉ざされた者には等しく提供されるものである。

したがって、災害発生前から継続している疾病等も、災害発生日以降にかかった疾病等も、等しく医療を受けなければならない必要性に変わりはなく、現に、受けられないという者には提供されなければならない。

イ 患者の経済的要件も問われない。法による医療は、災害により医療の途が閉ざされたために行われるものであるから、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、金銭の有無にかかわらず現に医療を受けられない者には提供されるものである。

(3) 医療の範囲

法による医療は、次の範囲内において行うこと。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(4) 医療の方法

ア 法による医療は、原則として、救護班で対応した応急的な医療とし、重篤な救急患者等については、救護班によりできる限りの応急的な医療を行うこととなるが、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送して対応すること。

この場合、原則として、救護班による応急的な医療及び患者の輸送についてのみが法による救助となるのは前述のとおりであり、このうち、輸送に要する費用は、基準告示で定める応急救助のための輸送費として整理すること。

ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。

この場合、原則として、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、国民健康保険の診療報酬(次の(注1)及び(注2)の場合は協定料金)の額以内で法による医療のために支出できる費用として認められる。

(注1)病院又は診療所には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。

(注2)医療には施術者が行うことができる範囲の施術を含む。

イ 法による医療は、被災地の医療機能が混乱又は途絶等から法による医療が必要と判断される場合に、あらかじめ編成しておいた救護班等を被災地へ派遣し医療活動を行わせるものである。

(ア)あらかじめ編成しておいた救護班では十分な医療が確保できないときには、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護師等により救護班を編成すること。

(イ)(ア)により十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。

(ウ)(イ)によるその他の医療機関等からの雇い上げが拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第7条の規定による従事命令により、これら雇い上げを拒否する医療機関等から医師、薬剤師及び看護師等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第7条の規定による従事命令は強制権によるものであるので、できる限り当該医療機関の理解を得て雇い上げによる努力するなど、その運用に当たっては、

	<p>慎重に取り扱われたい。</p> <p>ウ 救護班の医師等のスタッフは、当初は外科・内科系を中心に編成することとなるが、災害の規模・様相を勘案の上、突発的な土砂災害等の災害の発生直後における精神的なショックや長引く避難所生活による心労等に対し、対応することも重要であるので、医療機関での治療が困難な場合などについては、必要に応じ適宜口腔ケア、メンタルケア、いわゆる生活不活発病予防等の健康管理に必要な保健医療専門職等のスタッフを加える等、被災地の医療や保健の需要を踏まえた構成として差し支えないが、内閣府と事前に連絡調整を図るなど、法による応急的な医療の範囲での適切な実施に努めていただきたい。また、一般的には精神保健対策で実施されるものと考えられるが、災害発生直後の混乱期の応急的な医療として精神保健面から保健師を派遣せざるを得ない事情にある場合についても内閣府と連絡調整を図ること。</p>
	<p>【参考】精神保健についての考え方</p> <p>阪神・淡路大震災では、震災による精神的ショック、長期避難生活に伴うストレス、将来への不安による不眠や頭痛等のいわゆる心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder, PTSD)の問題が注目され、精神保健面の重要性が認識された。通常、これらは中長期的に精神保健対策で対応すべきであるが、大規模災害の被災直後の対策として必要で、他で対応できない場合に法による対応も考えられる。</p>
	<p>エ 個々の救護班が長期間にわたる活動を継続することは、個々の救護班に著しい負担を課すこととなるので、できる限り短時間での交代ができるよう、その要員の確保に努めるとともに、短期間交代に対応するため、常に円滑な引き継ぎができるよう配慮して実施されること。</p> <p>オ 救護班により提供される医療は、あくまでも災害によって失われた医療機能を応急的に代替するものであるので、被災地の医療機能が回復し次第、現地の医療機関にその機能を移行させること。 この場合、救護班の撤収に当たっては、現に医療を受けている患者を地元医療機関へ確実に引き継がせること。</p> <p>カ 被災都道府県は、自らが編成し得る救護班では十分な救助がなし得ないと判断した場合は、速やかに他の都道府県に対し救護班の派遣要請を行うこと。 行政機関が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の派遣要請を行ふことができない場合は、速やかに内閣府へ連絡し、派遣要請依頼の調整を図ること。</p> <p>キ 被災都道府県以外の都道府県は、次により救護班の応援派遣等について配慮すること。 (ア)被災都道府県と災害援助協定を締結している都道府県は、被災都道府県の要請に基づき救護班を速やかに派遣すること。また、状況に応じて、災害援助協定に基づき自らの判断により救護班を派遣すること。 (イ)災害援助協定を締結していない都道府県にあっても、状況に応じて、被災都道府県の要請を待たずに救護班を派遣することも考えられる。 (ウ)応援派遣される救護班は、初期の医療活動が自己完結的に行えるよう、最低限度の医薬品や医療器材のほか、食料・飲料水、その他の生活必需品等を携行し、必要に応じ</p>

	<p>て野営等もできる装備で被災地入りすること。</p> <p>ク 被災都道府県は、被災地外の都道府県から派遣された救護班を被災地内の医療需要に応じて適正に配置するための受け入れ調整を行うこと。</p> <p>救護班の受け入れ調整は、地域の実情に詳しい保健所等において実施することが考えられること。</p> <p>行政機能が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の受け入れ調整を行うことができない場合は、速やかに内閣府に救護班の受け入れ調整を要請すること。</p> <p>ケ 被災地外の都道府県から派遣された救護班は、被災地の都道府県の調整に従い救護班の活動を行うこと。</p> <p>コ 被災都道府県は、自らの判断により単独で被災地入りし、医療活動を行う者に対して、自らの調整の下に活動する救護班となるよう要請すること。</p> <p>サ 災害が発生した場合、救護班による医療提供を的確に行う上で、被災地における医療施設及び設備の被害状況、診療機能の可否の状況、医薬品及び医療用資器材等の需給状況、交通状況等の情報が不可欠であることから、関係部局と連携を図り、これらの状況を速やかに把握すること。</p>
	<p>【参考】DMAT(Disaster Medical Assistance Team; 災害派遣医療チーム)による災害医療活動について</p> <p>日本DMAT活動要領、都道府県DMAT運用計画等に基づき被災地に派遣されるDMATにかかる費用については、災害救助法が適用され、かつ以下の要件を満たした場合に、法による医療として費用支弁を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県とDMAT指定医療機関の間で締結された事前協定に基づくこと。 2 被災都道府県の要請に基づき、DMAT派遣が行われていること。 3 災害救助法が適用された市町村で救護(精神的医療ケアを含む)活動を行うこと。 <p>なお、費用の支弁は、都道府県と医療機関との事前の協定、業務計画に基づくものとし、国庫負担の対象となる費用は、原則として次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 (2) 精神的医療ケアを行った際の実費 (3) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費

(5) 期間

法による医療を実施できる期間は次により定めること。

- ア 法による医療が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の法による医療の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が14日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。
- イ アにより医療を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による医療を実施する期間を災害発生の日から14日以内で定めること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による医療を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により医療を実施する期間を延長できる。

	<p>(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。</p> <p>(イ) その他の場合には延長する期間を原則として14日以内で定めること。</p> <p>(ウ)(ア)及び(イ)のいずれかの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。</p>
(6) 基準額	<p>法による医療のため支出できる費用は、原則として次による。</p> <p>ア 法による医療のため支出できる費用は、基準告示において、救護班による場合は、薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とすることと定められていること。 このほか、救護班が使用する消耗品の費用等が考えられるが、これらについては「修繕費等」の「等」に含まれると考えられる。</p> <p>イ 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護師、事務員、運転手等を医療業務に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。</p> <p>(ア) 地方公共団体に勤務する者、国立病院機構に勤務する者、その他国の機関に準ずる機関に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。</p> <p>(イ) 日本赤十字社の職員等については、法第19条の規定により委託費用として日本赤十字社に対して補償すること。</p> <p>(ウ) 法第7条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護師等は、同条第5項の規定により、その実費を弁償すること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第12条に基づき扶助金の支給が行われる。</p> <p>(エ) その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常の賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第12条による扶助金の支給対象とはならない。</p> <p>ウ 法による医療のため支出できる費用は、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内と定められているが、原則として、これらについては、この額以内なら全て認められるということではなく、法の趣旨から、当然、特別な理由があり必要と認められる場合に、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、この額以内で行うことができるということであるので留意すること。</p> <p>エ 救護班が所持している薬剤が不足している場合等に、救護所など保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋（以下「災害処方箋」という。）が地域の薬局に持ち込まれ、調剤がなされた場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとなる。なお、災害救助法に規定する医療を行う際には、被災者に現物をもって薬剤を提供し、救護班が所持している薬剤が不足している場合等にも、患者に交付した災害処方箋に基づき、救護所内の調剤所で調剤することが原則とされていることに留意さ</p>

れたい。

(ア)費用支弁対象について

① 労務費

薬局において災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費については、災害救助費の賃金職員等雇上費(実費)として支弁される。この際、薬局においては、災害処方箋が持ち込まれた場合にのみ労務が生じることから、災害に際しての応急救助の実施主体である被災都道府県は、地域の実情に応じて関係団体との協議等により、例えば、災害当該処方箋一枚当たりの労務費を規定するなど、その必要となる労務費額を設定すること。なお、その設定にあたっては、一日の総支払額が救護班の薬剤師に対する人件費を超えない、すなわち救護班の薬剤師に対するものと均衡を失すことのないよう留意されたい。なお、調合技術料については、救護班の薬剤師についても支払われているものではないため、薬局の薬剤師も同様に調合技術料を支払うことは不可である。

② 薬剤費等

災害処方箋に基づく調剤のために使用した薬剤等は、実費として支弁される。

【参考】災害処方箋1枚当たりの報酬1,000円について(茨城県の例)

茨城県と薬剤師会との協議の結果、災害処方箋1枚当たりの報酬を以下の考え方により1,000円とすることとした。

① 処方箋に基づく調剤にかかる時間を1枚あたり30分と想定

② 16,100円(茨城県災害救助法施行細則による実費弁償額)は1日(=8時間)の活動額なので、①により割返し、1枚あたりの単価を算出した。

$$16,100 \div 8 \div 2 = 1,006.25 \div 1,000\text{円}$$

オ 救護所を設置したときの借損料(建物、仮設便所及び間仕切り等の設備、機械、器具並びに備品の使用謝金又は借上料)等は原則として次によること。

(ア)日本赤十字社の設置する救護所については、「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」(昭和34年8月18日社発第428号厚生省社会局長通知)の記5の(2)により、法第16条の規定に基づく委託が行われ、法第19条により補償すべき費用となっている。

(イ)その他の救護所等については、通常、避難所内に設置され、避難所の設置のため支出できる費用と分かち難いことから、避難所の設置のため支出できる費用として整理されている。

したがって、避難所の設置のため支出できる費用と別に救護所の設置のための支出が必要な場合は、事前に内閣府に連絡調整して設置すること。

カ 救護班以外の者が任意に行った医療活動は、原則として、使用した医薬品衛生材料の実費等についても支出することは認められない。

ただし、DMATとの協定や医療に関する協定で対応できる範囲を超えるような災害の場合には、任意の医療活動を行うために被災地にいる医師等を近隣の者と解し、法第8条に基づく協力命令により都道府県知事の管理下に医療を行わせた場合は、当然、使用さ

	<p>れた医薬品衛生材料等の実費は支出できる。</p> <p>なお、協力命令は、強制力を伴う従事命令と異なり、公用令書等による必要はない。また、都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請で、その調整下に行われた医療も、都道府県が市町村長に法第8条の権限を委任したことを公示している場合には、協力命令による救助と解して差し支えないが、従事命令・協力命令等の命令については、基本的に都道府県が行うことが望ましい。</p> <p>キ 通院中(在宅医療を含む。)の患者等で、災害のため薬剤等が得られないため、直接生命にかかわるような事態を招く者、又は、日常生活に重大な障害をきたす者に、必要な薬剤、水、電源、機・器材等を給与等した場合、これらの物資の購入・輸送等に要する経費で、他の制度によることができないものについては法による救助として、医療又は応急救助のための輸送費として差し支えない。</p>
	<p>(7) 必要な書類</p> <p>法による医療を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。</p> <p>ア 救護班</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 <p>イ 都道府県又は委任を受けた市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写) (4)病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 (5)医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
7 助産	<p>(1) 助産の実施</p> <p>法による助産については、原則として概ね法による医療の例に準じて取り扱われることとなるが、医療とは若干異なる点もあるので留意して取り扱うこと。</p> <p>(2) 期間</p> <p>法による助産を実施できる期間は次により定めること。</p> <p>ア 法による助産が必要な期間等が予測できる場合、又は、一定期間以上の助産の必要性が明らかな場合等は、その期間によること。ただし、災害発生の日以前又は以後の7日を超えた分べんを対象とし、分べんした日から7日を超えて実施する場合は、内閣総理大臣と協議すること。</p> <p>イ アにより助産を実施する期間等を定められない場合は、とりあえずそれぞれの期間を7日以内で定めること。</p> <p>ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた分べん日又は期間内に法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による助産を実施する期間を</p>

	<p>延長できる。</p> <p>(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。</p> <p>(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいかににより取り扱うこと。</p> <p>(3) 基準額</p> <p>(略)</p> <p>(4) 必要な書類</p> <p>法による助産を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。</p> <p>ア 救助実施記録日計票</p> <p>イ 衛生材料等受払</p> <p>ウ 助産台帳</p> <p>エ 助産関係支出証拠書類</p> <p>(注) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。</p>
11 埋葬	<p>(1) 速やかな実施</p> <p>災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握し、法による埋葬が必要な遺体について速やかに埋葬すること。</p> <p>ア 速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。</p> <p>イ 地元火葬場が被災したときには、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプターを活用した広域的搬送体制等について検討すること。</p> <p>ウ 火葬場の被災等により地元での火葬が困難なときは、速やかに他の都道府県に応援を要請し、これらの協力を得るなどし、法による埋葬を円滑に行うこと。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものであるので留意すること。</p> <p>ア 法による埋葬は、災害時の混乱期による応急的な仮葬であるが、遺族の心情を察し、できるだけ丁重な埋葬を行うこと。</p> <p>イ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わない。</p> <p>(ア) 直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。</p> <p>(イ) その他の病気等でたまたま災害時に亡くなった者に対しても法による埋葬を実施して差</p>

	<p>し支えない。</p> <p>(ウ) 災害発生以前に死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。</p> <p>ウ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないこと。</p> <p>なお、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行って差し支えない。</p> <p>エ 法による埋葬は、災害の際に亡くなった者に対し、遺族がいないか、遺族がいても、災害による混乱期等のため、資力の有無にかかわらずその遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものである。</p> <p>なお、埋葬が困難な場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。</p> <p>(ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、これらを行うことが困難であるとき。</p> <p>(イ) 火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人ではこれらを行うことが困難であるとき。</p> <p>(ウ) 流通機構等の混乱のために、資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資等が入手できないとき。</p> <p>(エ) 埋葬を行う遺族がいないか、いても老齢、幼少、傷病等のためこれらを行うことができないとき。</p> <p>オ 法による埋葬を外国人に対して行うことも差し支えないが、火葬を行うことに問題が生じる国があるなど、風俗・習慣・宗教等の違いから問題が生じるおそれがあることから、できる限りこれらについて配慮すること。</p>
	<p>(3) 期間</p> <p>法による埋葬ができる期間は次により定めること。</p> <p>ア 法による埋葬に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の埋葬に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。</p> <p>イ アにより埋葬を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による埋葬を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。</p> <p>ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による埋葬が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により埋葬を実施する期間を延長できる。</p> <p>(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。</p> <p>(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。</p> <p>(ウ) 更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。</p>

(4) 支給範囲

	<p>法による埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。</p> <p>ア 棺(付属品を含む。)</p> <p>イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ウ 骨壺及び骨箱</p> <p>(5) 基準額</p> <p>(略)</p> <p>(6) 現物支給</p> <p>埋葬は、いわゆる土葬であっても、火葬であっても差し支えないが、制度の性格から、救助の実施機関である都道府県又は市町村が現物支給することを原則とする。</p> <p>ア 現物支給を原則としているので、救助の実施機関である都道府県又は市町村が火葬、土葬又は納骨等の役務提供までを含めて行うことも差し支えない。</p> <p>イ 現物支給を原則としているが、制度の趣旨から、棺、骨壺等を支給することにより、遺族等が埋葬を行えるのであれば、これらの支給のみで済ませることも差し支えない。</p> <p>ウ 特別な事情があり、原則として第三者により埋葬が行われたときに、例外的にその実費(基準告示に定められた額を支給するものではなく、実際に支出された実費とするので留意すること。)を、基準告示に定める埋葬のため支出できる費用の額以内で支出して差し支えない。</p> <p>(7) 法適用市町村以外での埋葬</p> <p>法による救助が適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置すること。</p> <p>ア 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事が統括する市町村である場合は、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。</p> <p>ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が法による埋葬を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。</p> <p>イ 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村である場合は、当該市町村長は、前号の例により措置することとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県知事が支弁すること。</p> <p>この場合の埋葬は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第20条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して求償することができる。</p> <p>(8) 災害以外の遺体の取扱い</p> <p>法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合においては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の定めるところに従って、その遺体を措置すること。</p> <p>当該措置後において、当該救助の実施期間内にその遺体の漂着が当該災害によるものであ</p>
--	--

	<p>ると判明した場合に限り法による救助の実施とみなして取り扱い、それに要した費用については前述の例により取り扱って差し支えない。</p>
13 死体の処理	<p>(1) 死体処理の実施</p> <p>災害が発生したときには、速やかに遺体を一時的に収容するための遺体の収容場所、遺体搬送のための車両等、遺体保存のためのドライアイス等を確保するとともに、遺体の検案について警察との連携を密にし、検案担当医師を遺体安置所に集中的に配置する等、検案体制の整備を図り、効率的に検案を行うこと。災害発生直後の混乱期に遺体が発見された場合は、原則として、次により必要に応じて法による死体の処理を行い、遺族等の関係者に遺体を引き渡すこと。</p> <p>ア 遺体識別のため、また、遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体をある程度まで修復しなければならないことなどから、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置等を行うものである。</p> <p>イ 遺体の身元を識別するため、また、遺族への引き渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないことから、法による死体の処理として、遺体の一時保存を行うものである。</p> <p>ウ 医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき医学的検査をなさなければならないことから、法による死体の処理として、検案を行うものである。</p> <p>エ 災害発生直後の混乱期であっても、遺体の取扱いに当たっては、遺族の心情を察し、できるだけ丁重に取り扱うこと。</p> <p>オ 遺体の検案は原則として救護班が行うこと。ただし、救護班によることができない場合は他の医師により検案を行って差し支えない。</p> <p>カ 法による死体の処理は、災害の混乱期に行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わないことは、埋葬等の場合と同じである。</p> <p>(2) 犯罪等の疑いのある場合</p> <p>死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による死体の処理は行わないことは埋葬の場合と同じである。</p> <p>また、同様に、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡されたときには、必要に応じて遺体の一時保存等、法による死体の処理を行って差し支えない。</p> <p>(3) 期間</p> <p>法による死体の処理ができる期間は次により定めることとする。</p> <p>ア 法による死体の処理に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上、遺体の処理に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間</p>

	<p>が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。</p> <p>イ アにより死体の処理を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の処理を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。</p> <p>ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に遺体の処理を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により遺体の処理を実施する期間を延長できる。</p> <p>(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。</p> <p>(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。</p> <p>(ウ)(ア)及び(イ)のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。</p>
	<p>(4) 基準額</p> <p>(略)</p>
	<p>(5) 法適用以外の市町村の場合</p> <p>法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、又は当該災害によるものであると推定できない場合のいずれの場合についても埋葬の例によること。</p>
	<p>(6) 必要な書類</p> <p>(略)</p>

災害関連法令等（平成 30 年 10 月 1 日現在）【抜粋】

災害対策基本法(昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)	
○定義	【第 2 条】 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他 の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに 類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
〈災害時における職員派遣〉	
○職員の派遣要請	【第 29 条第 1 項】 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急 対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定 地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法 人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公 共機関の職員の派遣を要請することができる。
○職員の派遣の あっせんの要請	
○地方自治体職員等の 派遣のあっせんの要請	【第 30 条第 1 項】 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令 で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地 方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣に ついてあっせんを求めることができる。
○地方自治体職員等の 派遣のあっせんの要請	
○職員の派遣義務	【第 31 条】 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公 共機関及び特定地方公共機関は、前 2 条の規定による要請又はあっせんがあつたときは、その所 掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。
○派遣職員の身分の 取扱い	
○派遣職員の身分の 取扱い	【第 32 条第 1 項】 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣 された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。
	【第 32 条第 2 項】 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共 機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

〈災害応急対策・応急措置〉	
○災害応急対策及びその実施責任	<p>【第 50 条第 1 項】</p> <p>災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 8 緊急輸送の確保に関する事項 9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 <p>【第 50 条第 2 項】</p> <p>指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。</p>
○市町村の応急措置	<p>【第 62 条第 1 項】</p> <p>市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦^{まよ}し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。</p> <p>【第 62 条第 2 項】</p> <p>市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。</p>
○他の市町村長等に対する応援の要求	<p>【第 67 条第 1 項】</p> <p>市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <p>【第 67 条第 2 項】</p> <p>前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。</p>

○都道府県知事等に対する応援の要求等	<p>【第 68 条】</p> <p>市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。</p>
○都道府県の応急措置	<p>【第 70 条第 1 項】</p> <p>都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。</p> <p>【第 70 条第 2 項】</p> <p>都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。</p> <p>【第 70 条第 3 項】</p> <p>第 1 項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようとするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。</p>
○都道府県知事の指示等	<p>【第 72 条第 1 項】</p> <p>都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようとするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。</p> <p>【第 72 条第 2 項】</p> <p>都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようとするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。</p>
○都道府県知事等に対する応援の要求	<p>【第 74 条第 1 項】</p> <p>都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p>

	<p>【第 74 条第 2 項】</p> <p>前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。</p>
○内閣総理大臣による 応援の要求等	<p>【第 74 条の 2 第 1 項】</p> <p>都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第 72 条第 1 項の規定による指示又は同条第 2 項若しくは前条第 1 項の規定による要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)又は当該災害が発生した市町村の市町村長(以下この条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めるよう求めることができる。</p> <p>【第 74 条の 2 第 3 項】</p> <p>内閣総理大臣は、災害が発生した場合であって、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第 1 項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p>
○指定行政機関の長等 に対する応援の要求等	<p>【第 74 条の 3】</p> <p>第 70 条第 3 項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。</p>
○指定行政機関の長等 又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担	<p>【第 92 条第 1 項】</p> <p>第 67 条第 1 項、第 68 条、第 74 条第 1 項又は第 74 条の 3 の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。</p> <p>【第 92 条第 2 項】</p> <p>前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するといまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。</p>

災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)	
○救助の対象	<p>【第 2 条】</p> <p>この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。</p>
○救助の種類等	<p>【第 4 条】</p> <p>救助の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 8 学用品の給与 9 埋葬 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
○事務処理の特例	<p>【第 13 条第 1 項】</p> <p>都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>【第 13 条第 2 項】</p> <p>前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。</p>
○内閣総理大臣の指示	<p>【第 14 条】</p> <p>内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。</p>
○費用の支弁区分	<p>【第 18 条第 1 項】</p> <p>第 4 条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。</p>
○費用の求償	<p>【第 20 条第 1 項】</p> <p>都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。</p>

○国庫負担	<p>【第 21 条第 1 項】</p> <p>国庫は、都道府県が第 18 条の規定により支弁した費用及び第 19 条の規定による補償に要した費用(前条第 1 項の規定により求償することができるものを除く。)並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用(前条第 4 項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。)の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第 1 条第 1 項第 5 号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもって算定した当該年度の収入見込額(以下この項において「収入見込額」という。)の 100 分の 2 以下であるときには当該合計額についてその 100 分の 50 を負担するものとし、収入見込額の 100 分の 2 を超えるときには次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の定めるところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入見込額の 100 分の 2 以下の部分については、その額の 100 分の 50 2 収入見込額の 100 分の 2 を超え、100 分の 4 以下の部分については、その額の 100 分の 80 3 収入見込額の 100 分の 4 を超える部分については、その額の 100 分の 90
	<p>【第 21 条第 2 項】</p> <p>国は、前条第 2 項の規定による要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めることは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第 3 項の規定による弁済に代えて、同条第 1 項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前条第 2 項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。 2 救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第 1 項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。
	<p>【第 21 条第 3 項】</p> <p>前項の規定により国が前条第 1 項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「前条第 4 項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第 2 項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。</p>

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)

○職員の派遣	【第 252 条の 17 第 1 項】 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることがある。
	【第 252 条の 17 第 2 項】 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとができる。

厚生労働省防災業務計画(平成 29 年 7 月)

<第 2 編 災害応急対策>		第 2 章 保健医療に係る対策
第 1 節 被災地の状況把握		<p>非常災害時に迅速かつ的確な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、厚生労働省医政局その他の関係部局は、被災都道府県・市町村、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、関係省庁、民間医療施設、医薬品等関係団体等(以下この節において「関係団体等」という。)から、広域災害・救急医療情報システム等の情報共有に関するシステムを活用すること等により、以下の事項について情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の衛生行政機能の被害状況 (2) 施設・設備の被害状況 (3) 診療(施設)機能の稼働状況 (4) 職員の被災状況、稼働状況 (5) 医薬品等及び医療用資器材の需給状況 (6) 施設への交通状況 等
第 2 節 被災都道府県における 保健医療活動の総合調整の実施	1	<p>都道府県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号、医政発 0705 第 4 号、健発 0705 第 6 号、薬生発 0705 第 1 号、障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、市町村と連携して、以下の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都道府県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うための本部(以下この項において「保健医療調整本部」という。)を設置すること。 (2) 保健医療調整本部及び保健所において、被災都道府県における災害対策に係る保健医療活動の総合調整として、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・

	<p>保健師等(以下この項において「保健医療活動チーム」という。)の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携(保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。)並びに保健医療活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。</p> <p>2 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局及び社会・援護局障害保健福祉部は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>
第3節 保健医療活動従事者の確保	<p>第1 救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣</p> <p>1 被災都道府県は、広域災害・救急医療に関する情報システムを活用すること等により、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数を迅速に把握するよう努める。</p> <p>2 都道府県及び厚生労働省医政局は、自然災害又は人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の待機を要請する。</p> <p>3 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局、社会・援護局障害保健福祉部等に対して要請を行う。</p> <p>(4~9、略)</p>
	<p>第2 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保</p> <p>1 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生(支)局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節2(2)等に規定するところにより救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。</p> <p>2 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生(支)局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節2(4)等に規定するところにより広域後方医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。</p>
第4節 被災地における保健医療の確保	<p>第1 医療施設への電気、ガス、水道の確保</p> <p>1 被災都道府県は、医療施設の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。</p> <p>2 被災都道府県は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。</p> <p>(3、4、略)</p>
	<p>第2 救護所及び避難所救護センターの設置</p> <p>1 被災都道府県・市町村は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所を設置し運営する。</p> <p>2 被災都道府県・市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、以下の点に留意し、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設(以下「避難所救護センター」という。)の設</p>

	<p>置運営を行う。</p> <p>(1) 設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案すること。</p> <p>(2) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行うこと。</p> <p>(3) 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行うこと。</p> <p>(3、略)</p>
<p>第 5 節</p> <p>公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理</p>	<p>第 1 健康管理に必要な情報の収集・共有化</p> <p>1 被災都道府県・市町村は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状態など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町村がその被災状況等により情報収集ができない場合には、被災都道府県が保健所等と連携して実施する。</p> <p>(2~4、略)</p> <p>第 2 被災者への健康管理活動</p> <p>1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者の健康管理を行う。</p> <p>(1) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>(2) 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。</p> <p>(3) 保健所等において、被災都道府県・市町村以外の都道府県・市町村から被災都道府県・市町村に派遣されて支援に当たる救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。</p> <p>(4) 被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2)及び(3)を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。</p> <p>(5) 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。</p> <p>(6) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。</p> <p>(7) 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子供たちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。</p>

	<p>(8) 医療機関から、支援が必要な妊産婦についての情報提供を受けた場合には、当該妊産婦に対し、妊産婦が利用できる施設や車中泊を行うことに伴う健康上の危険性について情報提供を行うこと。</p> <p>2 被災者の避難先である市町村、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、当該被災者の罹災状況等を勘案し、母子健康手帳の交付、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスが適切に提供されるよう配慮する。</p>
第 6 節 医薬品等の供給	<p>第 1 被災地の状況把握(図 2 参照)</p> <p>1 被災都道府県は、被災地内の医薬品等卸協同組合、日本赤十字社等を通じ、医薬品等の在庫及び需給状況を把握する。</p> <p>2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、被災都道府県、医薬品等関係団体・日本赤十字社等から医薬品等の需給状況についての情報収集を行う。</p> <p>第 2 医薬品等の確保及び供給(図 3 及び図 4 参照)</p> <p>1 被災都道府県は、災害用備蓄医薬品等の活用や医薬品等卸協同組合、日本赤十字社等への協力要請等により、必要な医薬品等の供給を確保するとともに、被災地内で医薬品等の不足を生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局に報告する。</p> <p>また、被災地内の交通が混乱しているような場合には、自転車、自動二輪車を含めた搬送手段を確保する。</p> <p>2 厚生労働省医政局は、被災地で医薬品等(輸血用血液製剤及びガスえそウマ抗毒素を除く。)の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、医薬品等関係団体</p>

	<p>等に医薬品等の供給について協力を要請する。</p> <p>3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災地で輸血用血液製剤の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、日本赤十字社に輸血用血液製剤の供給について協力を要請するとともに、当該供給を支援する。</p> <p>(4、5、略)</p>
	<p>第3 医薬品等の仕分け及び管理</p> <p>1 被災都道府県は、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、都道府県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。なお、薬局等が再開した場合には、当該薬局等における医薬品等の供給に関する状況を考慮して、被災都道府県による供給を段階的に限定し、通常の医薬品供給体制に速やかに移行できるように努める。</p> <p>2 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災地内での医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、広域的な対応が必要と判断した場合には、公益社団法人日本薬剤師会等に要請する。</p>
第7節 医療に関する外国からの支援	(略)
第8節 防疫対策	<p>1 被災都道府県・市町村は、「災害対策実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知)により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。</p> <p>(1) 被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。</p> <p>(2) 夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ、速やかな応援要請を行うこと。</p> <p>(3) 冬場の災害が発生した場合には、インフルエンザが避難所において流行することが考えられるため、被災都道府県は、手洗いの励行・マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。</p> <p>(4) 避難所は、臨時に多数の被災者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。 また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。</p> <p>(5) 被災都道府県・市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会等と連携し、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村に対して、感染対策チーム(ICT)の派遣を迅速に要請すること。</p>

	<p>(6) 被災都道府県・市町村は、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に、感染症に関する十分な知識を有する医師等を常駐させるよう努めること。</p> <p>(7) 被災都道府県・市町村は、迅速に、避難所における衛生状態、防疫対策の実施状態等を把握し、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に情報を集約させるよう努めること。</p> <p>2 厚生労働省健康局は、被災都道府県・市町村が実施する災害防疫活動を支援するため、被災都道府県・市町村に対して、防疫に関する十分な知識を有する職員を派遣する等、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>
第9節 個別疾患対策	<p>第1 人工透析(図5参照)</p> <p>1 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要であり、また、透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。</p> <p>(1) 窓口担当者の設置</p> <p>被災都道府県は、災害時の透析医療確保に係る窓口担当者を設置し、透析医療機関、公益社団法人日本透析医会等の関係団体及び厚生労働省との人工透析の供給体制の確保に向けた情報の連携を行う。</p> <p>(2) 情報収集及び連絡</p> <p>公益社団法人日本透析医会が、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報等に基づき、被災都道府県・市町村は、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図ること。</p> <p>(3) 水及び医薬品等の確保</p> <p>被災都道府県は、公益社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 厚生労働省健康局及び医政局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言・その他の支援を行う。</p> <p>第2 難病等(図6参照)</p> <p>1 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等(例:ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品)の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。</p> <p>(1) 情報収集及び連絡</p> <p>① 被災都道府県・市町村は、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図ること。</p> <p>② 厚生労働省健康局は、難治性疾患政策研究班員を通じて把握した被災地及び近隣における</p>

	<p>る難病患者等の受療状況、主な医療機関の稼働状況及び療養上必要な情報について、被災都道府県へ提供すること。</p> <p>(2) 医薬品等の確保</p> <p>被災都道府県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>
第 10 節 公費負担医療に係る 対応	(略)
第 3 章 福祉に係る対策	
第 1 節 市町村福祉部局の体制 (図 7 参照)	<p>1 非常災害の発生に際しては、発災直後の遺体の取扱い、被災市町村の福祉関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における衛生部局と連携をとった福祉サービス等の実施等、非常災害の発生により新たに発生する業務も含め、膨大な種類と量の業務が発生することから、被災市町村においては、災害規模及び被災市町村における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(1) 障害児・者及び高齢者に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。</p> <p>(2) 近隣市町村福祉部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。</p> <p>(3) 応急仮設住宅における福祉サービス等の実施等、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに対応した組織と人員の投入に留意しつつ、必要な対策を講ずること。</p> <p>2 被災都道府県及び厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。</p>
第 2 節 災害時要配慮者に係る 対策	<p>1 非常災害の発生に際しては、平時より在宅福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに災害時要配慮者となる者が発生することから、これら災害時要配慮者に対し、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに応じて、的確なサービスの確保が重要であることに鑑み、被災市町村は、以下の点に留意しながら、災害時要配慮者対策を実施する。</p> <p>(1) 在宅福祉サービス等の利用者、一人暮らし高齢者、障害者・難病患者等の名簿を利用する等</p>

	<p>により、居宅や避難所に所在する災害時要配慮者の迅速な発見に努めること。</p> <p>(2) 災害時要配慮者を発見した場合には、当該災害時要配慮者の同意を得て、必要に応じ、厚生労働省関係部局と連携して以下の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所(福祉避難所を含む。)へ移動すること。 ② 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。 ③ 在宅又は避難所において、福祉サービス等の提供が必要な場合には、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りつつ、必要なサービスを確保すること。 <p>2 被災都道府県及び厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。</p>
第3節 社会福祉施設等に係る 対策	<p>1 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。</p> <p>2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、当該施設における福祉サービス等の適切な提供に支障のない範囲で支援の必要性の高い被災者の受け入れに努める。</p> <p>3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。</p> <p>4 被災都道府県・市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請すること。 (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。 (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。 <p>5 被災都道府県及び厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他関係部局は、関係省庁と連携し、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、各種制度の運用の弾力化に関する助言を行うことを含め、前各項の対策について、被災都道府県等の支援を行う。</p>
第4節 障害者及び高齢者に係る 対策	<p>1 被災都道府県は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、高齢者、障害者等の災害時要配慮者の所在の把握に努め、必要な福祉サービス等が受けられるための連絡調整等を行うとともに、必要に応じ、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所など必要な措置を講ずる。</p> <p>2 被災都道府県・市町村は、避難所や在宅における一般の災害時要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障害者及び高齢者に係る対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努めること。 (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。 (3) 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備すること。 (4) 被災した障害者及び高齢者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物

	<p>資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。</p> <p>(5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。</p> <p>(6) 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、必要に応じて、公的宿泊施設、ホテル等を避難所として借り上げて活用を図るほか、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。</p> <p>3 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局及び医政局は、前項に掲げる措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請、関係団体との調整等必要な支援を行う。</p>
第5節 児童に係る対策	<p>第1 要保護児童の把握等</p> <p>第2 育児用品の確保</p> <p>(略)</p> <p>第3 児童のメンタルヘルスの確保</p> <p>1 被災都道府県・市町村は、被災児童の精神不安定に対応するため、保健師による避難所の巡回等を通じ、避難所等における被災児童の心身の状況を把握する。</p> <p>2 児童相談所等の関係機関は、相互に連携して、避難所等における被災児童の状況に応じた児童のメンタルヘルスを行う。</p> <p>3 災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、必要に応じ、避難所等における被災児童に対する精神科医療の提供及び被災都道府県・市町村等の精神保健活動に対する専門的支援を行う。</p> <p>4 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県・市町村が児童のメンタルヘルスケアを実施する際、近隣地域の保健所、全国の児童相談所及び全国児童相談所長会への協力要請、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動等に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p> <p>第4 児童の保護等のための情報伝達</p> <p>(略)</p>
第6節 妊産婦に係る対応	被災都道府県・市町村は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産について、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えなく、災害時の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能であることを踏まえ、医療機関と調整の上、適切な対応を行う。
第7節 生活保護制度等に係る対策	(略)
第8節 ボランティア活動の支援	(略)

第4章 生活衛生に係る対策	
第1節 遺体の火葬等(図8参照)	<p>第1 広域的な火葬に関する計画の実施への支援 (1、2、略)</p> <p>3 被災都道府県は、あらかじめ整備された広域的な火葬に関する計画に基づき、被災市町村と連携して、広域的な火葬の実施を支援する。</p> <p>4 被災都道府県は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、葬祭業者との連携による靈柩車等の確保、関係省庁等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。</p> <p>5 被災都道府県は、遺体の保存及び円滑な火葬の実施のため、民間事業者の協力のもと、十分な量のドライアイス、棺、骨壺等を確保する。</p> <p>6 被災地の近隣都道府県は、被災都道府県の広域的な火葬に関する計画の実施に協力する。</p> <p>7 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県等の協力を得て、死亡者数、火葬場の被害状況火葬場の利用状況その他の広域的な火葬に必要な最新の情報を収集する。</p> <p>第2 火葬相談窓口の設置</p> <p>被災市町村等は、速やかな火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、火葬相談窓口を設置し火葬場、遺体の搬送体制に関する適切な情報を提供することにより、円滑な火葬の実施を支援する。</p> <p>第3 埋葬及び火葬の手続の特例 (略)</p>
第2節 飲料水の確保(図9参照)	<p>第1 被災地の状況把握</p> <p>1 厚生労働省医薬・生活衛生局は、発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水状況等について定期的に情報収集を行う。 (2、略)</p> <p>第2 応急給水及び応急復旧</p> <p>1 被災水道事業者等は、地域防災計画、あらかじめ定めた行動指針及び危機管理対策マニュアルに基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。</p> <p>2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県又は関係団体を通じて、他の水道事業者等に支援を要請する。</p> <p>3 被災都道府県は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、都道府県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。</p> <p>4 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県から要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県又は関係団体を通じて、全国の水道事業者等に対して応急給水及び応急復旧の実施に係る支援を要請する。 (5、6、略)</p>

	<p>第3 被災者への情報伝達</p> <p>1 厚生労働省医薬・生活衛生局、都道府県及び水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定期間、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について的確な情報提供を行う。</p> <p>(2、3、略)</p>
第3節 食品衛生の確保等	<p>第1 食中毒の未然防止</p> <p>1 被災都道府県、保健所設置市及び特別区(以下この節において「被災都道府県等」という。)は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じ指導を行わせる。</p> <p>2 被災都道府県等は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱い、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を行わせる。</p> <p>3 被災都道府県等は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には、改善を指導する。</p> <p>4 被災地の食品衛生協会は、被災都道府県等と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて相談に応じ、指導を行う。</p> <p>5 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県等との連絡体制を確保し、必要に応じ、被災都道府県等に対し避難者及び食品を取り扱う事業者等の衛生確保のための指導・助言を行うよう要請するとともに、近隣都道府県等に対し被災都道府県の衛生確保のための支援を行うよう要請する等必要な助言及びその他の支援を行う。</p> <p>第2 食中毒発生時の役割分担</p> <p>1 食中毒が発生した場合、被災都道府県等は、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設を調査して、被害の拡大防止に努める。</p> <p>2 被災都道府県等は、食中毒被害が拡大する懸念のある場合については、厚生労働省健康局及び医薬・生活衛生局に報告する。</p> <p>(3、略)</p> <p>第3 その他</p> <p>(略)</p>
第5章 毒物劇物に係る対策	
第1節 災害情報の収集・連絡	<p>第1 毒物劇物事故情報等の連絡</p> <p>1 被災した毒物劇物営業者等は、毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、被災都道府県に連絡し、当該連絡を受けた被災都道府県は、厚生労働省医薬・生活衛生局に連絡する。</p> <p>2 厚生労働省は、毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、事故情報等を内閣情報集約センター(内閣情報調査室)、関係省庁(国土交通省、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等)、関係都道府県に連絡するとともに、「危険物災害時における非常災害対策本部の設置等について(毒物又は劇物に係る災害が発生した場合)」(平成17年3月7日関係省庁申</p>

	<p>合せ)に基づき、非常災害対策本部の設置、運営等を行う。</p> <p>(3、4、略)</p> <p>第 2 毒物劇物事故発生直後の被害の第 1 次情報等の収集・連絡</p> <p>1 被災都道府県は、必要に応じ市町村等の協力を得つつ、人的被害の発生状況等の情報を収集するとともに、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者等からの届出・従前実施していた立入検査結果、又は被災した毒物劇物営業者等に対する問い合わせ等により情報を収集することにより、被害規模に関する概略的な情報を把握し、厚生労働省医薬・生活衛生局に連絡する。</p> <p>(2、3、略)</p> <p>第 3 毒物劇物事故一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>第 4 毒物劇物事故応急対策活動情報の連絡</p> <p>1 被災都道府県は、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者等からの届出又は立入検査等により収集した毒物劇物営業者等の応急対策の活動状況、対策本部設置状況等の情報を厚生労働省医薬・生活衛生局に連絡する。</p> <p>2 被災都道府県は、必要に応じ市町村等の協力を得つつ、厚生労働省又は毒物又は劇物に係る政府の非常災害対策本部の設置後は当該本部に、応急対策の活動状況、毒物又は劇物に係る都道府県の非常災害対策本部設置状況等を隨時連絡する。</p> <p>3 厚生労働省は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。</p>
第 2 節 災害の拡大防止活動	<p>1 被災都道府県は、必要に応じ市町村等の協力を得つつ、毒物劇物災害時に毒物劇物の流出・拡散の防止、流出した毒物劇物の除去、住民等の避難など適切な応急対策を講ずる。</p> <p>2 被災都道府県は、毒物及び劇物取締法の規定に基づき、毒物劇物営業者等に対し、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、前 2 項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>

平成30年度
厚生労働科学研究費補助金
(健康安全・危機管理対策総合研究事業)

「広域大規模災害時における地域保健支援・受援体制構築
に関する研究」研究成果物

DHEAT 活動ハンドブック（資料編）

平成31年3月

研究代表者 木脇 弘二
(熊本県菊池保健所 所長)



平成30年度厚生労働科学研究費補助金
(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
「広域大規模災害時における地域保健支援・
受援体制構築に関する研究」

研究代表者 木脇弘二